

令和5事業年度

事業報告書

第20期事業年度

自：令和5年4月 1日

至：令和6年3月31日

国立大学法人長崎大学

目 次

I	法人の長によるメッセージ	1
II	基本情報	
	1. 国立大学法人等の長の理念や経営上の方針・戦略及びそれを達成するための計画等	2
	2. 沿革	2
	3. 設立に係る根拠法	6
	4. 主務大臣（主務省所管局課）	6
	5. 組織図	7
	6. 所在地	8
	7. 資本金の額	8
	8. 学生の状況	8
	9. 教職員の状況	8
	10. ガバナンスの状況	9
	11. 役員等の状況	10
III	財務諸表の概要	
	1. 国立大学法人等の長による財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況の分析	18
	2. 目的積立金の申請状況及び使用内訳等	51
	3. 重要な施設等の整備等の状況	51
	4. 予算と決算との対比	52
IV	事業に関する説明	
	1. 財源の状況	53
	2. 事業の状況及び成果	53
	3. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策	60
	4. 社会及び環境への配慮等の状況	62
	5. 内部統制の運用に関する情報	64
	6. 運営費交付金債務及び当期振替額の明細	65
	7. 翌事業年度に係る予算	68
V	参考情報	
	1. 財務諸表の科目の説明	69
	2. その他公表資料等との関係の説明	71

I 法人の長によるメッセージ

長崎大学は熱帯医学研究所や原爆後障害医療研究所、核兵器廃絶研究センター、海洋未来イノベーション機構といった、他に類を見ない先端研究推進組織や拠点を有し、教育と研究を精力的に深化させてきました。特に感染症に関する研究と臨床対応においては日本屈指の知見と人材を有し、新型コロナウイルス感染症拡大への対応において、長崎大学が輩出した多くの人材がトップリーダー的な役割を果たしています。また、長崎大学はただ先頭を走るだけでなく、さらに上を目指して次々と新しい計画を展開しております。令和3年度には本学高度感染症研究センター（旧：感染症共同研究拠点）内に国内初となる従来への施設では扱えなかった致死率が高い感染症を対象とした最先端のBSL（バイオセーフティレベル）-4施設が竣工、令和4年度には同センターが全国の関連研究者の共同利用・共同研究拠点「新興感染症制御研究拠点」として文部科学省に認定されたことにより、今後、未知の感染症の脅威から生命を守るための高度な研究と教育が長崎大学において始まりました。

また、長崎大学は令和2年度に「プラネタリーヘルスの実現に貢献する」ことを宣言しました。プラネタリーヘルスとは私たち人間の健康も含めた「地球の健康」を支え続けるために有効な「答え（解決策）」を探求し、私たち自身の意識変容、行動変容を促す取り組みのことだと考えています。このプラネタリーヘルスの実現に貢献するため、令和4年度に、社会学、経済学、工学、環境学、医学、データサイエンスなどの各専門家が学問領域を超えて取り組む全学的組織として、「プラネタリーヘルス学環」を設置しました。本学環では、まず、「Doctor of Public Healthプログラム」を開始し、プラネタリーヘルスの中核となる地球規模での公衆衛生の問題に関して、「科学」、「政策」、「実践」を橋渡しできる俯瞰力と実行力を備えた実務家リーダーを養成しています。さらに、令和5年度から、プラネタリーヘルスの実現を支える戦略として、“グローバルヘルス”、“グローバルリスク”、“グローバルエコロジー”の3つの観点から教育及び研究へのアプローチを掲げています。

日本の近代化は長崎から始まり、長崎は、日本の発展に大きく貢献してきました。今、地球の持続可能性が危ぶまれる時代に、もう一度、長崎の地から人材創出とイノベーションの波を起こすべく、長崎大学は、学びと研究を融合させ、未来を切り拓く大学として、これからも進化し続けていきます。

II 基本情報

1 . 国立大学法人等の長の理念や経営上の方針・戦略及びそれを達成するための計画等

(1) 大学の理念

長崎大学は、長崎に根づく伝統的文化を継承しつつ、豊かな心を育み、地球の平和を支える科学を創造することによって、社会の調和的発展に貢献する。

(2) 大学の基本的目標

長崎大学は、安政4年（1857）年にオランダ人医師ポンペ・ファン・メールデルフォールトにより行われた日本初の医学伝習を創基とし、戦争被爆による壊滅の体験を経て、昭和24（1949）年各種専門教育機関を糾合し、5学部1研究所から構成される新制大学として再構築された。

大学の理念として「出島を介した『勉学の地』としての誇りと『進取の精神』を受け継ぐとともに、宗教や科学における非人道的な負の遺産にも学び、人々が『平和』に共存する世界を実現するという積極的な意志のもとに教育・研究を行う。そして、蓄積された『知』を時代や価値観を越えて継承し、人類を愛する豊かな心を育て、未来を拓く新しい科学を創造することによって、地域と国際社会の平和的発展に貢献する。」を掲げ、現在、10学部7研究科1学環3研究所及び長崎大学病院を有する総合大学に発展している。

第3期中期目標期間においては、本学の特色である感染症分野での貢献を基軸に、グローバルヘルスに貢献する大学としての役割を加速してきた。熱帯医学・グローバルヘルス研究科を中心として、ロンドン大学衛生・熱帯医学大学院との連携で推進する卓越大学院プログラム「世界を動かすグローバルヘルス人材育成プログラム（平成30年度採択）」の実施やBSL-4実験施設の竣工（令和3年度）はその例である。

第4期中期目標期間においては、グローバルヘルスに貢献する大学から、地球の健康、すなわち、プラネタリーヘルスに貢献する大学へと進化する。21世紀になり、人間の活動に起因する、気候変動、食糧危機、生物多様性の減少、環境汚染、貧困、格差、パンデミックなどが益々深刻化している。これら現代の地域・環境が抱える諸課題は地球規模で重層化、多様化しており、これらが人間の福利や健康に影響を及ぼすことも明らかになってきている。長崎大学は、人類と地球の抱える多様で相互に関連する問題群の解決に向けて、学際的にその知を結集・創造し、国内外の諸機関等との連携をはかりつつ、プラネタリーヘルスの実現に貢献する世界的“プラネタリーヘルス”教育研究拠点となる。

2 . 沿革

昭和24（1949）年5月31日国立学校設置法により、旧制の長崎医科大学、長崎医科大学附属薬学専門部、長崎経済専門学校、長崎師範学校、長崎青年師範学校、長崎高等学校を包括し、学芸学部、経済学部、医学部、薬学部、水産学部の5学部附属図書館を置き、風土病研究所が附置され、学部附属の学校または教育施設として、学芸学部に小学校・中学校・幼稚園、医学部に病院・病院分院・看護婦養成施設を持つ新制大学として設置された。

昭和30年(1955)	4月	大学院医学研究科(博士課程)設置
昭和39年(1964)	4月	教養部設置
昭和40年(1965)	4月	大学院薬学研究科(修士課程)設置
昭和41年(1966)	4月	工学部設置 学芸学部を教育学部と改称
昭和42年(1967)	6月	風土病研究所を熱帯医学研究所と改称
昭和45年(1970)	4月	大学院水産学研究科(修士課程)設置
昭和51年(1976)	4月	大学院工学研究科(修士課程)設置
昭和54年(1979)	10月	歯学部設置
昭和59年(1984)	4月	医療技術短期大学部併設
昭和61年(1986)	4月	大学院歯学研究科設置 大学院薬学研究科(区分制博士課程)設置
昭和63年(1988)	4月	大学院海洋生産科学研究科(博士後期課程)設置
平成元年(1989)	5月	熱帯医学研究所を全国共同利用の研究所に改組
平成6年(1994)	4月	大学院教育学研究科(修士課程)設置
平成7年(1995)	4月	大学院経済学研究科(修士課程)設置
平成9年(1997)	10月	環境科学部設置 教養部廃止
平成12年(2000)	4月	大学院海洋生産科学研究科を改組し、大学院生産科学研究科(区分制博士課程)設置
平成14年(2002)	4月	大学院医学、歯学、薬学3研究科を改組し、大学院医歯薬学総合学研究科(博士課程)設置 大学院環境科学研究科(修士課程)設置
平成15年(2003)	10月	医学部・歯学部附属病院設置(医病、歯病の統合)
平成16年(2004)	4月	国立大学法人長崎大学が長崎大学を設置 大学院生産科学研究科の改組(環境科学研究科組み入れ) 大学院経済学研究科(区分制博士課程)設置

平成17年(2005)	3月	医療技術短期大学部廃止
平成18年(2006)	4月	大学院医歯薬学総合研究科に修士課程設置
平成20年(2008)	4月	大学院教育学研究科に専門職学位課程設置 大学院国際健康開発研究科(修士課程)設置
平成21年(2009)	4月	医学部・歯学部附属病院を病院に改組
平成22年(2010)	4月	大学院医歯薬学総合研究科に生命薬科学専攻 (修士課程)設置
平成23年(2011)	4月	工学部7学科を1学科に改組 大学院工学研究科及び大学院水産・環境科学 総合研究科設置(大学院生産科学研究科を改組)
平成24年(2012)	4月	大学院医歯薬学総合研究科に生命薬科学専攻 (博士前期・後期)設置 大学院医学研究科廃止
平成25年(2013)	4月	原爆後障害医療研究所設置
平成25年(2013)	8月	障がい学生支援室設置
平成25年(2013)	10月	国際教育リエゾン機構設置 大学教育イノベーションセンター設置
平成26年(2014)	4月	研究推進戦略本部設置 多文化社会学部設置 ICT基盤センター設置 福島未来創造支援研究センター設置
平成27年(2015)	4月	熱帯医学・グローバルヘルス研究科(修士課程)設置 (医歯薬学総合研究科熱帯医学専攻及び国際健康開発 研究科の改組) 水産・環境科学総合研究科環境科学専攻 (博士前期課程)設置(環境共生政策学専攻及び 環境保全設計学専攻の改組) インスティテューショナル・リサーチ室設置
平成27年(2015)	9月	男女共同参画推進センターをダイバーシティ推進 センターに改組

平成27年(2015)	10月	地方創生推進本部の設置
平成28年(2016)	4月	医歯薬学総合研究科災害・被ばく医療科学共同専攻(修士課程)の設置 医歯薬学総合研究科先進予防医学共同専攻(博士課程)の設置 原子力災害対策戦略本部の設置 海洋未来イノベーション機構の設置 水産・環境科学総合研究科附属環東シナ海環境資源研究センターを海洋未来イノベーション機構環東シナ海環境資源研究センターに改組
平成28年(2016)	10月	子どもの心の医療・教育センターの設置
平成29年(2017)	4月	地域教育総合支援センターの設置(地域教育連携・支援センター及び教育学部附属教育実践総合センターの統合) 生命医科学域の設置 感染症共同研究拠点の設置
平成29年(2017)	6月	附属先進予防医学研究センターの設置
平成30年(2018)	1月	インスティテューショナル・リサーチ室を インスティテューショナル・リサーチ推進本部へ改組
平成30年(2018)	3月	国際健康開発研究科の廃止
平成30年(2018)	4月	多文化社会学研究科多文化社会学専攻(修士課程)の設置 熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻(博士後期課程)及び長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻(博士後期課程)の設置 先端計算研究センターの廃止 生産科学研究科の廃止
平成30年(2018)	7月	グローバル連携機構、研究開発推進機構、留学生教育・支援センター及び環境保全センターの設置(国際連携研究戦略本部、産学官連携戦略本部、研究推進戦略本部及び国際教育リエゾン機構の改組)

平成30年(2018)	10月	校友会の設置
平成31年(2019)	4月	人文社会科学域及び総合生産科学域の設置
令和元年(2019)	10月	キャリア支援センターをキャリアセンターに改組
令和2年(2020)	4月	情報データ科学部の設置 多文化社会学研究科多文化社会学専攻(博士後期課程)の設置
令和2年(2020)	7月	教育開発推進機構の設置(大学教育イノベーションセンター及び地域教育総合支援センターの改組)
令和3年(2021)	4月	保健・医療推進センターを保健センターに改組
令和3年(2021)	10月	先導生命科学研究支援センターを放射線総合センターに改組
令和4年(2022)	4月	感染症研究出島特区の設置 感染症共同研究拠点を高度感染症研究センターに改組 高度感染症研究センターに附属BSL-4施設を設置 教員免許状更新講習支援室の廃止
令和4年(2022)	10月	プラネタリーヘルス学環の設置

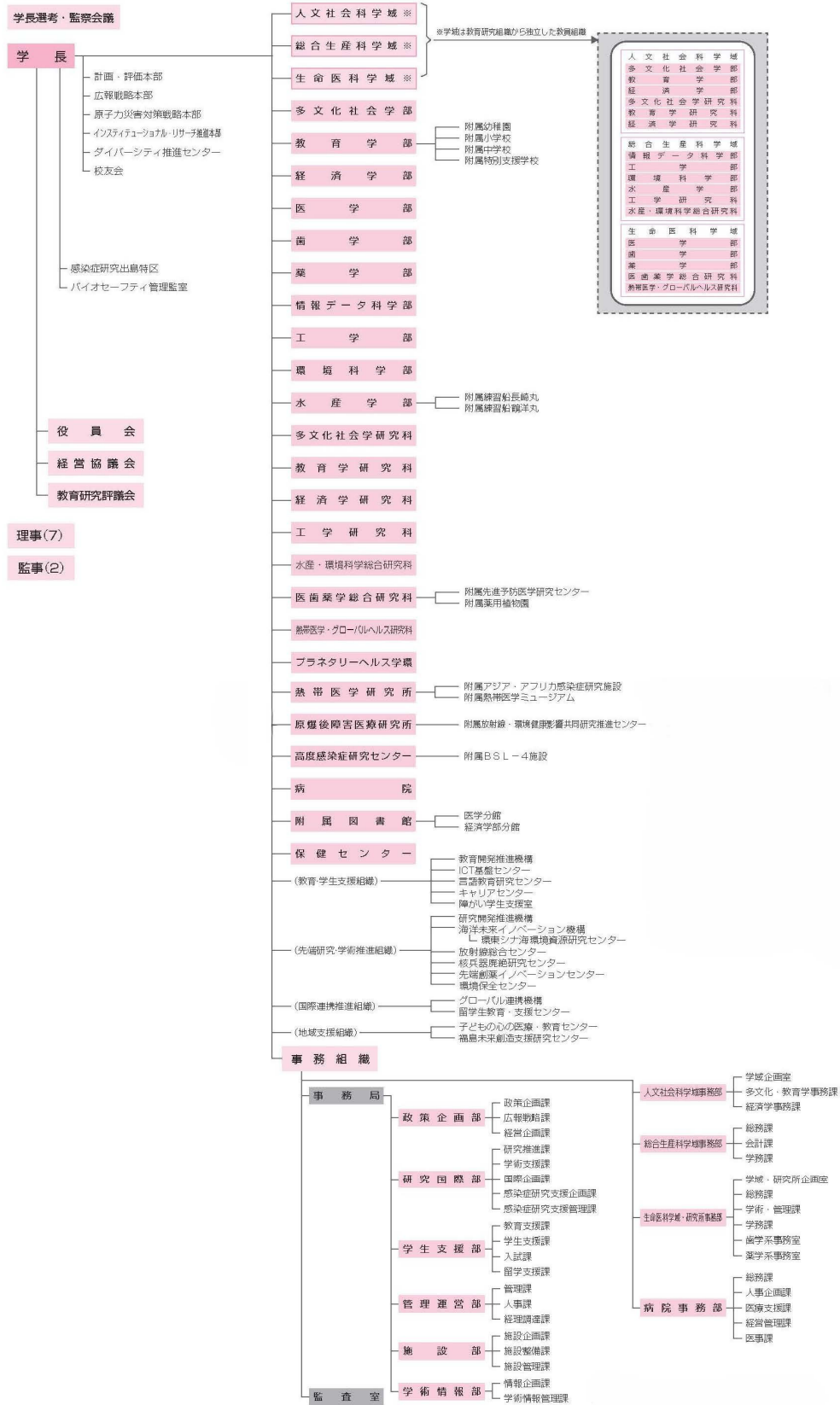
3. 設立に係る根拠法

国立大学法人法(平成15年法律第112号)

4. 主務大臣(主務省所管局課)

文部科学大臣(文部科学省高等教育局国立大学法人支援課)

5. 組織図 (令和5年7月1日現在)



6 . 所在地

長崎県長崎市（文教キャンパス、坂本キャンパス、片淵キャンパス）

長崎県西彼杵郡時津町（臨海研修所）

7 . 資本金の額

56,186,171,292 円（全額政府出資）

8 . 学生の状況（令和5年5月1日現在）

総学生数	9,090人
学士課程	7,434人
修士・博士前期課程	870人
博士・博士後期課程	742人
専門職学位課程	44人

9 . 教職員の状況（令和5年5月1日現在）

教員 2,098人（うち常勤1,201人、非常勤897人）

職員 3,561人（うち常勤2,013人、非常勤1,548人）

（常勤教職員の状況）

常勤教職員は前年度比で20人（0.6%）増加しており、平均年齢は41.4歳（前年度41.5歳）となっている。このうち、国からの出向者は0人、地方公共団体からの出向者1人、民間からの出向者は3人である。

また、女性活躍推進法における指標である女性教員在籍率は24.9%、女性教授在籍率は16.4%であり、この比率を改善させるために部局毎の目標値を設定し、達成した部局へは人件費のインセンティブを付与するといった取り組みを実施している。

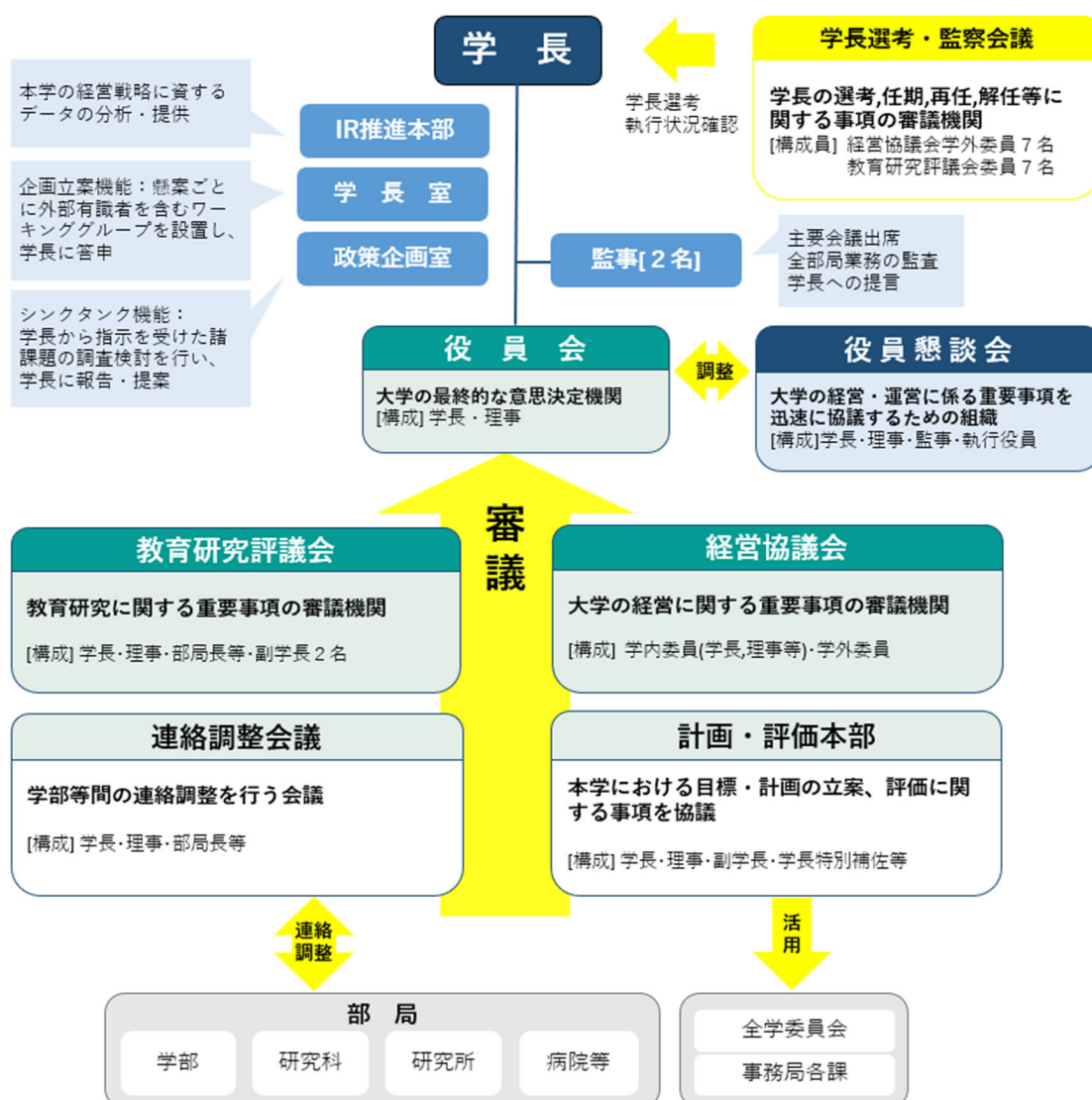
10. ガバナンスの状況

(1) ガバナンスの体制

長崎大学では、組織運営において「迅速かつ機動的な意思決定」「学長主導の企画立案機能」及び「部局との意思疎通と連携」の3つをその軸とし、ガバナンス機能の強化を実施している。

(2) 法人の意思決定体制

長崎大学における意思決定体制は、以下のとおりとなっている。学長、理事、監事及び執行役員を構成員とする「役員懇談会」は、法人運営に係る重要事項の共有・協議を行っており、これらを原則毎週開催することで迅速な意思決定を可能としている。



また、本学の内部統制システムの詳細については、下記を参照。

■長崎大学ホームページ「長崎大学における内部統制について」

http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/guidance/Internal_control/index.html

11. 役員等の状況

(1) 役員 の 役職、氏名、任期、担当及び経歴（令和5年9月30日まで）

役職	氏名	任期	経歴
学長	河野 茂	平成29年10月1日 ～令和2年9月30日 令和2年10月1日 ～令和5年9月30日	平成 8年 2月 長崎大学教授（医学部） 平成12年 4月 長崎大学教授（医学研究科） 平成14年 4月 長崎大学教授（医歯薬学総合研究科） 平成18年 4月 国立大学法人長崎大学 医学部長 平成21年 4月 国立大学法人長崎大学 理事・病院長 平成26年 4月 国立大学法人長崎大学 理事・副学長 平成29年10月 国立大学法人長崎大学学長
理事 (総務担当)	福永 博俊	平成25年4月1日 ～平成26年9月30日 平成26年10月1日 ～平成28年9月30日 平成28年10月1日 ～平成29年9月30日 平成29年10月1日 ～令和元年9月30日 令和元年10月1日 ～令和2年9月30日 令和2年10月1日 ～令和4年9月30日 令和4年10月1日 ～令和5年9月30日	平成 5年 7月 長崎大学教授（工学部） 平成14年10月 長崎大学学長補佐 (平成16年3月まで) 平成16年 4月 国立大学法人長崎大学 理事・副学長 (平成20年10月まで) 平成20年10月 国立大学法人長崎大学 教授（工学部） 平成25年 4月 国立大学法人長崎大学 理事・副学長 令和 2年10月 国立大学法人長崎大学 理事
理事 (財務・施設担当)	平野 浩之	令和3年4月1日 ～令和4年9月30日 令和4年10月1日 ～令和5年9月30日	平成24年 4月 高等教育局医学教育課 大学病院支援室長 平成25年 4月 国立大学法人九州大学 企画部長 平成27年 4月 国立大学法人東京大学 財務部長 平成27年10月 国立大学法人東京大学

			副理事 令和 3 年 4 月 国立大学法人長崎大学 理事・事務局長
理事 (教学担当)	森口 勇	令和 2 年 10 月 1 日 ～令和 4 年 9 月 30 日 令和 4 年 10 月 1 日 ～令和 5 年 9 月 30 日	平成 18 年 6 月 長崎大学教授 (工学部) 平成 23 年 4 月 長崎大学教授 (大学院 工学研究科) 平成 31 年 4 月 長崎大学教授 (総合生 産科学域) 長崎大学総合生産科学 域長 令和 2 年 10 月 国立大学法人長崎大学 理事
理事 (研究・社 会連携・戦 略企画担 当)	永安 武	令和元年 10 月 1 日 ～令和 2 年 9 月 30 日 令和 2 年 10 月 1 日 ～令和 4 年 9 月 30 日 令和 4 年 10 月 1 日 ～令和 5 年 9 月 30 日	平成 15 年 7 月 長崎大学教授 (大学院 医歯薬学総合研究科) 平成 29 年 4 月 国立大学法人長崎大学 教授 (生命医科学域) 国立大学法人長崎大学 医学部長 (令和元年 9 月まで) 令和 元年 10 月 国立大学法人長崎大学 理事・副学長 令和 2 年 10 月 国立大学法人長崎大学 理事
理事 (学生・国 際担当)	伊東 昌子	令和 3 年 9 月 1 日 ～令和 4 年 9 月 30 日 令和 4 年 10 月 1 日 ～令和 5 年 9 月 30 日	平成 24 年 6 月 国立大学法人長崎大学 病院教授 平成 26 年 4 月 国立大学法人長崎大学 教授 (男女共同参画推 進センター) 国立大学法人長崎大学 副学長 (平成 31 年 3 月まで) 平成 27 年 9 月 国立大学法人長崎大学 教授 (ダイバーシティ 推進センター) 平成 31 年 4 月 放送大学長崎学習セン ター所長

			令和 3 年 9 月 国立大学法人長崎大学 理事
理事 (基金・校 友会・経営 改革担当) (非常勤)	田中 健一	令和 3 年 4 月 1 日 ～令和 5 年 3 月 31 日 令和 5 年 4 月 1 日 ～令和 5 年 9 月 30 日	昭和 48 年 4 月 岡三証券株式会社入社 平成 元年 6 月 岡三証券株式会社取締役 平成 18 年 6 月 岡三証券株式会社代表 取締役社長 平成 26 年 4 月 岡三証券株式会社顧問 (令和元年 6 月まで) 令和 3 年 4 月 国立大学法人長崎大学 理事
理事 (広報担当) (非常勤)	才木 邦夫	令和 2 年 4 月 1 日 ～令和 2 年 9 月 30 日 令和 2 年 10 月 1 日 ～令和 4 年 9 月 30 日 令和 4 年 10 月 1 日 ～令和 5 年 9 月 30 日	平成 23 年 4 月 株式会社長崎新聞社取 締役佐世保支社長兼営 業部長 平成 24 年 4 月 株式会社長崎新聞社取 締役佐世保支社長 平成 24 年 12 月 株式会社長崎新聞社常 務取締役 編集・論説・ 輪転機更新担当 平成 26 年 12 月 株式会社長崎新聞社代 表取締役社長 (平成 30 年 12 月まで) 令和 2 年 4 月 国立大学法人長崎大学 理事 (非常勤)・副学長 令和 2 年 10 月 国立大学法人長崎大学 理事 (非常勤)
監事	池松 誠二	令和 3 年 7 月 1 日 ～令和 6 年 8 月 31 日	昭和 53 年 4 月 長崎県庁入庁 平成 15 年 4 月 長崎県福祉保健部障害 福祉課長 平成 17 年 6 月 長崎県総務部秘書課長 平成 20 年 4 月 長崎県対馬地方局長 平成 21 年 4 月 長崎県福祉保健部長 平成 23 年 4 月 長崎県総務部長 平成 26 年 4 月 長崎県教育長 (令和 3 年 3 月まで) 令和 3 年 7 月 国立大学法人長崎大学

			監事
監事 (非常勤)	波多 順子	令和2年9月1日 ～令和6年8月31日	<p>平成 9年10月 監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トー マツ) 入所</p> <p>平成13年 6月 朝日監査法人 (現 有限 責任あずさ監査法人) 入所</p> <p>平成18年10月 公認会計士・税理士 は た会計 設立</p> <p>令和 元年 6月 日本公認会計士協会 北部九州会幹事 日本公認会計士協会 長崎県部会長</p> <p>令和 2年 9月 国立大学法人長崎大学 監事</p> <p>令和 3年 6月 特定社会保険労務士 は た会計 設立</p>

役員の状況（令和5年10月1日以降）

役職	氏名	任期	経歴
学長	永安 武	令和5年10月1日 ～令和9年9月30日	平成15年7月 長崎大学教授（大学院 医歯薬学総合研究科） 平成29年4月 国立大学法人長崎大学 教授（生命医科学域） 国立大学法人長崎大学 医学部長 （令和元年9月まで） 令和元年10月 国立大学法人長崎大学 理事・副学長 令和2年10月 国立大学法人長崎大学 理事 令和5年10月 国立大学法人長崎大学 長（現在に至る）
理事 （総務担当）	森口 勇	令和2年10月1日 ～令和4年9月30日 令和4年10月1日 ～令和5年9月30日 令和5年10月1日 ～令和7年9月30日	平成18年6月 国立大学法人長崎大学 教授（工学部） 平成23年4月 国立大学法人長崎大学 教授（大学院工学研究 科） 平成31年4月 国立大学法人長崎大学 教授（総合生産科学域） 国立大学法人長崎大学 総合生産科学域長 令和2年10月 国立大学法人長崎大学 理事（現在に至る）
理事 （財務・施 設担当）	平野 浩之	令和3年4月1日 ～令和4年9月30日 令和4年10月1日 ～令和5年9月30日 令和5年10月1日 ～令和6年3月31日	平成24年4月 高等教育局医学教育課 大学病院支援室長 平成25年4月 国立大学法人九州大学 企画部長 平成27年4月 国立大学法人東京大学 財務部長 平成27年10月 国立大学法人東京大学 副理事 令和3年4月 国立大学法人長崎大学 理事・事務局長

理事 (教学担当)	中村 典夫	令和5年10月1日 ～令和7年9月30日	平成27年4月 国立大学法人長崎大学 教授(教育学部) 平成28年12月 国立大学法人長崎大学 教授(大学院教育学研究 科) 平成29年10月 国立大学法人長崎大学 副学長 (令和5年9月まで) 平成31年4月 国立大学法人長崎大学 教授(人文社会科学域) 令和5年10月 国立大学法人長崎大学 理事(現在に至る)
理事 (研究・戦 略企画担 当)	西田 教行	令和5年10月1日 ～令和7年9月30日	平成21年7月 国立大学法人長崎大学 教授(大学院医歯薬学 総合研究科) 平成29年4月 国立大学法人長崎大学 教授(生命医科学域) 平成31年4月 国立大学法人長崎大学 生命医科学域長 (令和4年9月まで) 令和5年10月 国立大学法人長崎大学 理事(現在に至る)
理事 (学生・国 際担当)	伊東 昌子	令和3年9月1日 ～令和4年9月30日 令和4年10月1日 ～令和5年9月30日 令和5年10月1日 ～令和7年9月30日	平成24年6月 国立大学法人長崎大学 病院教授 平成26年4月 国立大学法人長崎大学 教授(男女共同参画推 進センター) 国立大学法人長崎大学 副学長 (平成31年3月まで) 平成27年9月 国立大学法人長崎大学 教授(ダイバーシティ 推進センター) 平成31年4月 放送大学長崎学習セン ター所長 令和3年9月 国立大学法人長崎大学

			理事（現在に至る）
理事 （社会共創 担当） （非常勤）	田川 伸一	令和5年10月1日 ～令和7年9月30日	平成23年4月 長崎県庁環境部ナガサ キ・グリーンニューデ ィール推進室長 平成24年4月 佐世保市役所出向（佐 世保市企業立地推進局 長） 平成26年4月 長崎県庁産業労働部参 事監／産業振興財団専 務理事 平成29年4月 長崎県庁産業労働部政 策監／産業推進財団理 事長 （令和4年3月まで） 令和4年4月 （株）長崎経済研究所 （長崎都市経営戦略推 進会議事務局長） 令和5年10月 国立大学法人長崎大学 理事（非常勤） （現在に至る）
理事 （広報・基 金担当） （非常勤）	才木 邦夫	令和2年4月1日 ～令和2年9月30日 令和2年10月1日 ～令和4年9月30日 令和4年10月1日 ～令和5年9月30日 令和5年10月1日 ～令和7年9月30日	平成23年4月 株式会社長崎新聞社取 締役佐世保支社長兼営 業部長 平成24年4月 株式会社長崎新聞社取 締役佐世保支社長 平成24年12月 株式会社長崎新聞社常 務取締役 編集・論説・ 輪転機更新担当 平成26年12月 株式会社長崎新聞社代 表取締役社長 （平成30年12月まで） 令和2年4月 国立大学法人長崎大学 理事（非常勤）・副学長 令和2年10月 国立大学法人長崎大学 理事（非常勤） （現在に至る）

監事	池松 誠二	令和3年7月1日 ～令和6年8月31日	昭和53年4月 長崎県庁入庁 平成15年4月 長崎県福祉保健部障害 福祉課長 平成17年6月 長崎県総務部秘書課長 平成20年4月 長崎県対馬地方局長 平成21年4月 長崎県福祉保健部長 平成23年4月 長崎県総務部長 平成26年4月 長崎県教育長 (令和3年3月まで) 令和3年7月 国立大学法人長崎大学 監事(現在に至る)
監事 (非常勤)	波多 順子	令和2年9月1日 ～令和6年8月31日	平成9年10月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トー マツ)入所 平成13年6月 朝日監査法人(現有限 責任あずさ監査法人) 入所 平成18年10月 公認会計士・税理士は た会計設立 (現在に至る) 令和元年6月 日本公認会計士協会 北部九州会幹事 日本公認会計士協会 長崎県部会長 令和2年9月 国立大学法人長崎大学 監事(現在に至る) 令和3年6月 特定社会保険労務士は た会計設立 (現在に至る)

(2) 会計監査人の氏名又は名称及び報酬

会計監査人は有限責任監査法人トーマツであり、当該監査法人及び当該監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当該事業年度の当法人の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、それぞれ13百万円及び0百万円(税抜)です。

Ⅲ 財務諸表の概要

1. 国立大学法人等の長による財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況の分析

(1) 貸借対照表（財政状態）

① 貸借対照表の要約の経年比較（5年）

（単位：百万円）

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
資産合計	126,665	140,919	145,374	141,392	136,229
負債合計	55,217	68,560	64,239	52,435	50,381
純資産合計	71,447	72,358	81,134	88,956	85,847

（注1）受託研究等収入により購入した償却資産の耐用年数の決定方法（会計方針の変更）

令和4年度まで受託研究等収入により購入した償却資産については、主として当該受託研究等期間を耐用年数としていたが、令和5年度以降に購入した償却資産については改訂後の国立大学法人会計基準等を適用し、研究終了後に他の目的に使用することが困難な場合は受託研究等期間を耐用年数とし、研究終了後も使用する予定である場合は法人税法上の耐用年数を基準としている。

（注2）令和2年度の資産は、BSL-4 施設建造による建設仮勘定の増加等により、前年度比14,253百万円（以下、特に断らない限り前年度比）増となっている。

（注3）令和2年度の負債は、BSL-4 施設建造による建設仮勘定見返施設費の増加等により、13,342百万円増となっている。

② 当事業年度の状況に関する分析

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
固定資産		固定負債	
有形固定資産		長期繰延補助金等	6,325
土地	42,610	資産除去債務	100
減損損失累計額	△ 632	機構債務負担金	—
建物	92,526	長期借入金	16,751
減価償却累計額	△ 52,130	引当金	
減損損失累計額	△ 244	退職給付引当金	1,834
構築物	4,581	その他の引当金	—
減価償却累計額	△ 2,994	その他の固定負債	2,941
減損損失累計額	△ 15	流動負債	
工具器具備品	45,824	運営費交付金債務	2,265
減価償却累計額	△ 35,601	その他の流動負債	20,161
減損損失累計額	—	負債合計	50,381
図書	4,161	純資産の部	
船舶	7,626	資本金	
減価償却累計額	△ 4,522	政府出資金	56,186
その他の有形固定資産	575	資本剰余金	11,919
その他の固定資産	3,148	利益剰余金	17,741
流動資産		その他の純資産	—
現金及び預金	19,249	純資産合計	85,847
金銭信託	3,075		
その他の流動資産	8,988	負債純資産合計	136,229
資産合計	136,229		

(資産合計)

令和5年度末現在の資産合計は5,163百万円(3.7%)減の136,229百万円となっている。主な増加要因としては、建設仮勘定が統合感染症研究産学官連携棟(仮称)の新営工事等により402百万円(953.7%)増の444百万円となったことが挙げられる。

また、主な減少要因としては、建物が減価償却等により2,758百万円(6.4%)減の40,152百万円となったこと、医療用機器(工具器具備品の内数)が減価償却等により685百万円(14.1%)減の4,187百万円となったことが挙げられる。

(負債合計)

令和5年度末現在の負債合計は2,053百万円(3.9%)減の50,381百万円となっている。主な増加要因としては、運営費交付金債務が翌期以降への繰越額の増により、1,241百万円(121.3%)増の2,265百万円となったことが挙げられる。

また、主な減少要因としては、長期繰延補助金等が減価償却相当額を収益に振り替えたこと等により526百万円(7.7%)減の6,325百万円となったこと、長期借入金が当期新規借

入を行わなかったこと及び償還等により 2,338 百万円（12.3%）減の 16,751 百万円となったことが挙げられる。

（純資産合計）

令和 5 年度末現在の純資産合計は 3,109 百万円（3.5%）減の 85,847 百万円となっている。主な減少要因としては、特定資産の取得額が減価償却額及び減損損失額等を下回ったことにより資本剰余金が 1,603 百万円（11.9%）減の 11,919 百万円となったこと、前中期目標期間繰越積立金が当事業年度の資産購入額及び費用支出額に相当する額を取り崩したことにより 1,368 百万円（14.7%）減の 7,933 百万円となったことが挙げられる。

（2） 損益計算書（運営状況）

① 損益計算書の要約の経年比較（5年）

（単位：百万円）

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経常費用	58,168	59,402	62,253	64,236	64,715
経常収益	59,149	60,232	66,419	64,897	64,253
当期総損益	1,239	889	5,847	9,945	△ 137

（注 1） 受託研究等収入により購入した償却資産の耐用年数の決定方法（会計方針の変更）

令和 4 年度まで受託研究等収入により購入した償却資産については、主として当該受託研究等期間を耐用年数としていたが、令和 5 年度以降に購入した償却資産については改訂後の国立大学法人会計基準等を適用し、研究終了後に他の目的に使用することが困難な場合は受託研究等期間を耐用年数とし、研究終了後も使用する予定である場合は法人税法上の耐用年数を基準としている。この結果、令和 5 年度において、経常損失、当期純損失及び当期総損失が 267 百万円減少している。

（注 2） 令和 3 年度の当期総損益は、運営費交付金収益の増加や附属病院収益の増加等の影響により、4,958 百万円増となっている。

（注 3） 令和 5 年度の当期総損益は、令和 4 年度の会計基準変更に伴い、前事業年度以前に購入した償却資産の収益化額に対応する減価償却費が令和 5 年度以降にも計上されるため、一事業年度単位での損益が均衡しない等の影響により、10,082 百万円減となっている。

② 当事業年度の状況に関する分析

(単位：百万円)

	金額
経常費用 (A)	64,715
業務費	
教育経費	2,719
研究経費	3,398
診療経費	22,729
教育研究支援経費	413
人件費	28,979
その他	4,887
一般管理費	1,502
財務費用	76
雑損	8
経常収益 (B)	64,253
運営費交付金収益	15,045
学生納付金収益	5,400
附属病院収益	33,860
補助金等収益	2,175
その他の収益	7,770
臨時損益 (C)	6
目的積立金取崩額 (D)	318
当期総利益 (当期総損失) (B - A + C + D)	△ 137

(経常費用)

令和5年度の経常費用は478百万円(0.7%)増の64,715百万円となっている。主な増加要因としては、受託研究費(その他の内数)が受託研究収入の増による研究規模の拡大に伴う業務委託費の増加等により924百万円(35.0%)増の3,562百万円になったこと、一般管理費が納付消費税額の増加等により109百万円(7.9%)増の1,502百万円となったことが挙げられる。

また、主な減少要因としては、診療経費が特別医療費の減少等により559百万円(2.4%)減の22,729百万円となったことが挙げられる。

(経常収益)

令和5年度の経常収益は644百万円(1.0%)減の64,253百万円となっている。主な増加要因としては、受託研究収益(その他の内数)が受託研究費の増加に伴い相当する額を収益化したことにより1,177百万円(45.1%)増の3,789百万円となったことが挙げられる。

また、主な減少要因としては、補助金等収益がCOVID-19関連の補助金の受入減少等によ

り 1,259 百万円 (36.7%) 減の 2,175 百万円となったこと、附属病院収益が特別医療費の減少等により 616 百万円 (1.8%) 減の 33,860 百万円となったことが挙げられる。

(当期総損益)

上記経常損益の状況に加え、臨時損失として 17 百万円、臨時利益として 23 百万円、前中期目標期間繰越積立金の使用に伴う取崩額 318 百万円を計上した結果、令和 5 年度の当期総損失は、前事業年度の総利益 9,945 百万円から 10,082 百万円減の 137 百万円となっている。

(3) キャッシュ・フロー計算書 (キャッシュ・フローの状況)

① キャッシュ・フロー計算書の要約の経年比較 (5 年) (単位: 百万円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
業務活動による キャッシュ・フロー	7,491	9,702	11,714	5,927	7,224
投資活動による キャッシュ・フロー	△ 4,292	△ 3,547	△ 4,151	3,838	△ 6,353
財務活動による キャッシュ・フロー	△ 1,768	△ 1,667	△ 2,988	△ 3,321	△ 3,346
資金期末残高	6,178	10,672	15,262	21,710	19,249

(注1) 令和4年度の業務活動によるキャッシュ・フローは、補助金等収入の減少等により、5,786 百万円減となっている。

(注2) 令和4年度の投資活動によるキャッシュ・フローは、定期預金の払い戻しによる収入の増加等により、7,990 百万円増となっている。

(注3) 令和5年度の投資活動によるキャッシュ・フローは、金銭の信託の取得による支出の増加等により、10,191 百万円減となっている。

② 当事業年度の状況に関する分析

(単位：百万円)

	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー (A)	7,224
人件費支出	△ 30,190
その他の業務支出	△ 28,814
運営費交付金収入	16,286
学生納付金収入	4,819
附属病院収入	34,256
その他の業務収入	10,867
II 投資活動によるキャッシュ・フロー (B)	△ 6,353
III 財務活動によるキャッシュ・フロー (C)	△ 3,346
IV 資金に係る換算差額 (D)	13
V 資金増加額 (又は減少額) (E = A + B + C + D)	△ 2,460
VI 資金期首残高 (F)	21,710
VII 資金期末残高 (G = E + F)	19,249

(業務活動によるキャッシュ・フロー)

令和5年度の業務活動によるキャッシュ・フローは1,297百万円(21.9%)増の7,224百万円となっている。主な増加要因としては、附属病院収入が2,149百万円(6.7%)増の34,256百万円となったこと、受託研究収入が2,083百万円(79.0%)増の4,719百万円となったことが挙げられる。

主な減少要因としては、原材料、商品又はサービスの購入による支出が1,636百万円(6.4%)増の△27,205百万円となったこと、寄附金収入が254百万円(17.7%)減の1,181百万円となったことが挙げられる。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

令和5年度の投資活動によるキャッシュ・フローは前期3,838百万円に対して10,191百万円減の△6,353百万円となっている。主な減少要因としては、金銭の信託の取得による支出が前期末0円に対して3,000百万円増の△3,000百万円となったこと、定期預金の預け入れによる支出が2,900百万円(10.9%)増の△29,600百万円となったことが挙げられる。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

令和5年度の財務活動によるキャッシュ・フローは24百万円(0.7%)減の△3,346百万円となっている。主な減少要因としては、長期借入金の返済による支出が26百万円(1.1%)増の△2,368百万円となったこと、リース債務の返済による支出が7百万円(0.9%)増の△900百万円となったことが挙げられる。

(4) 主なセグメントの状況

① 附属病院セグメント

附属病院セグメントは、「長崎大学病院は、最高水準の医療を広く提供するとともに、人間性豊かな優れた医療人を育成し、健全なる運営と経営のもと、新しい医療の創造と発展に貢献する。」を基本理念として、

- 1 患者と医療従事者との信頼関係を築き、人間性を重視した医療を実践する。
- 2 倫理性と科学性に基づいた医学・歯学教育を実践する。
- 3 世界水準の医療と研究を推進する。
- 4 地域医療体制の充実に貢献する。
- 5 医療の国際協力を推進する。
- 6 働きやすく、やりがいのある健康的な職場環境づくりを推進する。
- 7 合理的で健全な病院経営を推進する。

を基本方針に掲げる長崎大学病院により構成されている。

令和5年度については、令和4年度から引き続き、「ポストコロナを見据えた診療体制の構築」、「医療安全及び個人情報保護対策の充実」、「医師の働き方改革、タスクシフトへの取り組み」、「先進医療、臨床研究の推進」、「卒後教育・地域医療への貢献と感染症医療人の育成」を病院の重点ミッションに掲げ、長崎県唯一の特定機能病院としての役割を果たすこととしている。

また、第4期中期目標期間（令和4年度～令和9年度）の計画として、

1. 長崎県唯一の特定機能病院である長崎大学病院は、学長直轄の「大学病院」として学長のガバナンスのもと、これまで積極的に取り組んできた高度急性期医療、再生医療、先進医療、国際医療及びこれらの医療活動を通じた人材育成に加え、多くの離島を持つ長崎県の地域医療に貢献するため、行政や企業等と研究開発等の連携を行い、「次世代ネットワークを活用した遠隔診療支援システムによる診療体制」を整備する。
2. 今後需要が高まると予想される質の高いゲノム医療を含めた臨床研究を実施するため、研究支援体制の充実や医師主導治験の実施等により臨床研究の質を高めることで、新規治療方法の創出を目指した臨床研究を推進する。
3. 日本の感染症教育をリードするため、大学病院感染症医療人育成センターを中心として、日本全国から研修生を受け入れ、高度なスキルと専門知識を持った、臨床・研究・教育に長けた感染症医療人を養成する。さらに、感染症医療においても日本をリードする存在となるため、医学部及び熱帯医学研究所のリソースを活用し、感染症の基礎研究をベースに臨床検査体制や臨床研究体制の構築を行う。

の3つの計画を掲げ、その実行に邁進しているところである。

令和5年度においては、以下の取り組みや成果があった。

◆教育・研究面

○医師の働き方改革を進めるための特定行為研修の充実

令和6年度から始まる医師の働き方改革や2025年問題に向けて、特定行為研修（医師しか行えない特定行為を行える看護師の育成）は重要な意味を持つ。当院は令和2年2月に厚生労働省指定研修機関（医療教育開発センター内に特定行為部門特定行為研修室設置）となり、同年から7区分13行為の研修を開講した。

令和5年度には、10名（3年間累計25名）の修了者を輩出し、本院で5名、他院で5名（3年間累計本院14名、他院11名）が所属部署において活躍している。

令和6年度からは、10区分17行為の教育プログラムを展開するとともに、特定教授1名、副看護部長1名、専任看護師2名の体制で、指導者や修了後の特定看護師のフォローアップを強化していくこととしている。

なお、特定行為看護師による医師負担軽減については、運営面で後述する。

○マッチングV字回復

① コロナ禍におけるマッチングの落ち込み

長崎県及び長崎大学のマッチング数は、コロナ禍により大きな影響を受けた。コロナ禍の間、3年連続の落ち込みがあり、長崎大学病院の研修医数は過去最低の数字となった。長崎県には、約150の病院があり（内、基幹病院15病院）、その90%に人事派遣を行っているのは長崎大学であるために、マッチング数の落ち込みは、即人事派遣数の落ち込みへ繋がり、ひいては、地域医療に従事する医師数の確保困難へと直結する。このマッチング数の落ち込みは、大学のみならず、地域医療機関、行政へ大きなショックを与えることになった。これまで勢力的に行ってきた県内外での対面のリクルート活動は制限され、なすすべがなく、焦燥感は増すばかりの状況であった。

実施年度：令和元年⇒令和2年⇒令和3年⇒令和4年

全県：126人⇒106⇒94⇒89

長大：53人⇒38⇒31⇒21

② V字回復プロジェクトの開始

コロナ禍、研修医が減少してゆく中、いくつかの分析と活動を計画的に行った。

・ニーズアセスメント

医学生や研修医へアンケート調査を行い、若い世代は、働き方改革の推進、待遇の改善、プログラムの柔軟化の希望が判明したため、県内で情報を共有した。

・行動計画の作成

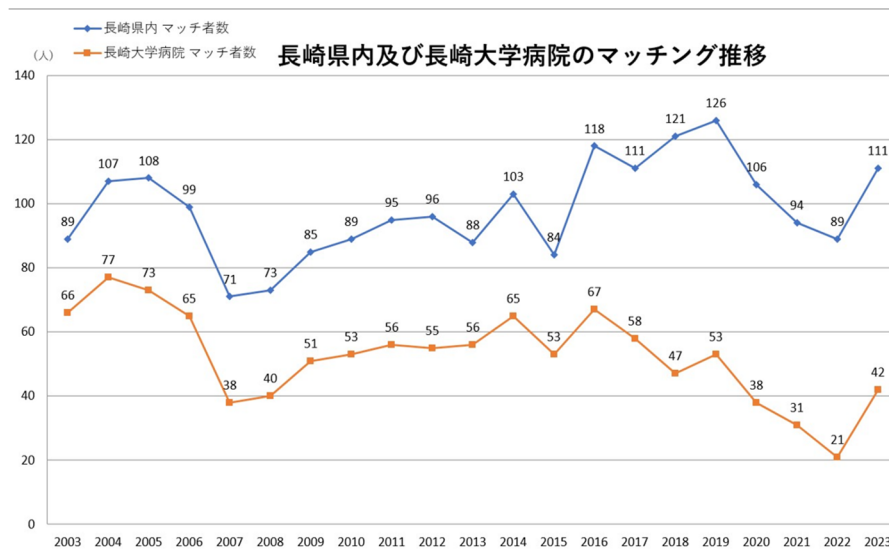
3つの視点（研修医の視点、指導医の視点、環境・管理側の視点）に分けて計画を立てた。

・実行体制の整備

全職種の教育を統括する医療教育開発センターの医師部門の部門長を中心に、全職種の協力体制を構築するとともに、研修医の給与改善を行った。さらに、県内16病院で構成される臨床医師協議会（新・鳴滝塾）との協力体制を強化し、県内全体のプログラムの改善、リクルート体制を図った。

③ 研修医倍増、V字回復を達成

令和5年度マッチング結果は、全県で111名



○臨床研究法に沿った臨床研究の推進

特定臨床研究を開始する研究責任（代表）医師に関して、令和4年度に引き続いて令和5年度も研修会とは別に臨床研究センターによる個別ヒアリングを必須とし、臨床研究法に基づく研究責任（代表）医師の義務についての指導及び臨床研究審査（CRB）並びに厚生局等への提出書類作成支援等を行い、倫理性・透明性の確保された研究を推進するとともに、倫理審査業務への支援を行った。

○質の高い研究が行われる環境整備

令和元年9月から、アクセプトされた論文に対しインセンティブを付与することで、論文作成の支援体制を設け臨床研究の推進を継続している。令和5年11月からは、研究の活性化を図るため、新規に立案された特定臨床研究に対して、研究スタート支援金としてインセンティブを付与するなどの支援を実施している。

また、質の高い臨床研究を担保するために、令和5年4月には臨床研究センターのデータ管理部門に1名増員し、統計解析に係る支援体制の強化を行った。

さらに、令和6年2月から臨床研究の適切な管理支援ができる人材育成を目的とした院内臨床研究認定支援者育成コースを設置し、管理支援に係る教育プログラムの募集を開始

した。

○臨床研究中核病院の承認

令和5年4月10日付けで医療法第4条の3第1項の規定に基づく全国15施設目の臨床研究中核病院として承認された。臨床研究中核病院とは、日本発の革新的な医薬品や医療機器の開発に必要となる質の高い臨床研究や治験を推進するための中心的役割を担う病院として医療法上に位置づけられたもので、厳しい要件を満たした医療機関のみが厚生労働大臣の認可を受けて指定されるものである。

令和5年度は期中での承認となったこともあり、臨床研究中核病院が参加する厚生労働省事業やAMED事業にはオブザーバーとして参画し、令和6年度より各事業に本格的に参画する予定である。

○離島病院に対する次世代ネットワークを利用した遠隔専門診療支援

総務省による「地域課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証」事業に長崎県が選定され、長崎大学病院では令和3年1月から3月にかけてローカル5Gを利用し、離島病院の遠隔専門診療支援の実証実験を実施した。実証実験の成果を受け、令和5年2月からは長崎大学病院と長崎県が協働し、4つの離島病院に対して実臨床で順次、横展開していくこととなった。日本で最も島が多い長崎県では、離島と本土の医療供給体制が隔絶されており、また超高齢化社会による人口流出が深刻な状況にあることも起因し、慢性的な医師不足の状況にあるとともに、医師以外の医療スタッフも非常に不足していることから、遠隔医療は離島の住民にとって安心・安全に暮らすための「最後の切り札」と考えられる。

診療形態としては、離島の主治医が大学病院の専門医に対してコンサルテーションを依頼し、その指示に基づき主治医が患者を診療する「Doctor to Doctor型」のほか、何らかの診療の補助行為を行うために、主治医もしくは看護師が同席した状況で、専門医によるオンライン診療をする「D to P with D/N型」（P:Patient、N:Nurse）を実施する。まずは五島中央病院を皮切りに、4K映像を駆使して、消化器内科（消化器内視鏡）、脳神経内科（神経学的診察）、皮膚科（皮膚所見）が専門診療支援を開始する。

令和6年3月には、長崎県及び長崎病院企業団と事業協定を締結するとともに、報道陣向けにデモンストレーションを行うことで、県民に対するの広報も行った。

令和6年4月に中央診療施設として遠隔医療センターを設置して本格的に診療を開始し、今後は他の診療科への拡充も検討していく。

○感染症医療人の育成

感染症専門医については、令和4年度は3名の日本感染症学会認定感染症専門医、令和5年度については同専門医5名を輩出でき、年間1名以上の専門医を育成し輩出する目標は達成できた。

長崎県委託の中小地域医療機関における多職種連携による感染症医療・感染対策の人材育成事業も令和4年度より実施しているが、令和5年度については新規に医師16名、看護師69名、検査技師10名、薬剤師5名、他のパラメディカル職32名の計132名、令和4年度は191名であり、2年間で323名に対して研修を実施した。参加医療機関には研修の事前アンケート、終了後アンケート、3カ月後アンケート調査を実施し、結果の解析を行い、研修終了後はフォローアップ研修を行うなど継続的なサポートを行っている。また、精神科単科病院における感染対策の向上を図るために、長崎県と長崎県精神科病院協会との共催にて院外講師を招いて精神科病院における感染対策についてウェブ講演会を行い、100名の医療職参加を得た。

さらに、別の委託事業である感染症人材育成事業では重症感染症集中管理セミナーとして当院麻酔・集中治療医学講座、当院集中治療部、当院リハビリテーション部と共催にて新興感染症と敗血症のマネジメントについてセミナーをハイブリッド形式で開催した。91名（内訳医師30名、看護師25名、歯科医師1名、理学療法士5名、臨床検査技師5名、臨床工学技士2名、未回答23名）が参加するとともに、講演会終了後にアンケート調査も行い（有効回答47名）受講者からの評価を受け、回答者74.4%から講習会についての高い評価（自己評価；10点満点中8点以上のスコア）を受けた。

この他にも、令和5年度より長崎県長寿社会課委託の高齢者施設看護職員への感染対策研修「新型コロナウイルス対応人材育成研修」を長崎県内の各医療圏の感染対策向上加算1の施設と本院感染制御教育センターと協働で開始し、長崎県のホームページ上へ感染対策上のQ&Aについて掲載していただくとともに、長崎県看護協会の依頼による県内看護師対象に令和5年度感染管理研修（シリーズ研修）での講義、クリニック・病院看護師対象とした感染症の基礎知識と感染対策①～病院領域における感染対策～について講義、介護施設の看護師対象に感染症の基礎知識と感染対策②～介護・福祉等領域における感染対策～について講義、及び新興感染症に関する講義を実施し、看護師における感染症に関する知識をボトムアップする取り組みも行った。（各講義の参加は60名前後）

◆診療面

○臓器提供推進事業の継続

長崎県が設置する臓器移植推進協議会に本院関係職員が委員として参加し、臓器提供推進事業を継続している。

また、日本臓器移植ネットワークが実施する臓器提供施設連携体制構築事業及び院内体制整備支援事業に採択されており、拠点施設である本院は連携施設において臓器提供の意思表示があった場合には必要に応じて支援に入る体制をとっている。令和5年度には長崎県で5例の脳死下臓器提供【本院3例、連携施設2例】が行われた。

○働き方改革のためのシンククライアント用電子カルテタブレット端末の利用

電子カルテ端末の数は限られており、これまで特に病棟において端末不足による混雑のため、利用できない時間が発生していた。そこで、医師の働き方改革支援のため、医師を対象として令和5年11月より電子カルテタブレット端末（院内利用端末203台、院外利用端末10台）の運用を開始した。

令和5年11月1日から令和6年3月31日の時間外における端末利用時間は、タブレット端末が約2,200時間であったが、病棟設置端末は令和4年度の同期間と比較して約5,000時間減少した。タブレット端末の導入により、時間内に電子カルテを利用できるようになったことで、医師の時間外における利用時間を約2,800時間減少させることができた。

また、病棟設置の端末に移動することなく電子カルテを利用できることから、医師業務の効率化も図られた。

院外接続端末の利用では、オンコール待機時に医師が病院に出向くことなく院外から電子カルテにログインして診療上必要な情報を閲覧し、院内で診療をしている医師に必要な判断・助言を行うことが可能となり、医師の働き方改革に貢献できている。

○長崎県の循環器病対策における地域医療体制の構築

長崎大学病院は、令和5年度に厚生労働省の「脳卒中・心臓病等総合支援センターモデル事業」に指定され、令和5年9月1日より脳卒中・心臓病等総合支援センターを設置し、脳卒中・心臓病患者やその家族への情報提供や相談支援などを行った。

まず相談窓口を設けるとともにホームページを開設し、約半年間で対面、電話、メールなどにより延べ424人、728件の相談を受け付けた。

令和6年1月14日には、長崎県との共催にて県民公開講座を開催し、脳卒中及び心筋梗塞や心不全に関する講演だけでなく、地域住民からの相談対応、簡易心電計による不整脈検出、野菜摂取充足度、味覚（塩分）の測定等様々な健康チェックを多職種の協力のもと行い、いずれも180名前後の県民が参加した。この他にも地域の医療従事者を対象とした研修会の開催や相談支援を効率的に行う資材（パンフレットなど）の開発・提供を行い、また薬局に簡易心電計を設置して心房細動の早期発見を行う試みも始めた。

本センターでは、多職種／診療科や地域の医療関係者などとの連携だけでなく、長崎県や企業9団体との協力協定を締結し、産官学の連携も通じて、包括的に脳卒中・心臓病患者の支援を行っている。

◆運営面

○救命救急センターの充実段階評価

厚生労働省が実施している救命救急センターの充実段階評価において、本院の高度救命救急センターは平成30年度以降、最高評価となる「S評価」を令和5年度まで継続して取得した。

○医師等の働き方改革(タスクシフティング)

① 診療看護師増員のための取り組み

医師の指示のもと特定の医療行為を行うことができる診療看護師を増員するため、資格取得に必要な大学院修士課程での修学期間における給与を支給する制度を令和2年度に策定した。この制度を活用し、看護師2名が資格取得のため大学院において修学中であり(令和4年度入学:1名、令和5年度入学:1名)、令和6年度からの診療看護師活動開始に向け、2024(令和6)年度臨床研修プログラム、診療看護師の取り扱いに関する内規、臨床研修実施要領、診療看護師室新設、診療看護師手当等、体制整備を進めてきた。

② 特定行為看護師による医師負担軽減

令和元年度に特定行為研修指定研修機関として厚生労働省による指定を受けた後、令和2年4月に7区分13行為の特定行為区分の研修を開講した。令和5年6月には1区分2行為を追加、令和6年6月からは10区分17行為、在宅・慢性期領域パッケージの研修を開始する。

令和2年度は本院の看護師7名が受講し、令和3年度からは院外からも研修生を受け入れている。令和5年5月までに25名が研修を修了し、令和6年度中に新たに10名が研修修了予定である。研修生は長崎県内の医療機関のみでなく、訪問看護ステーションからの受講生も増えており、長崎大学病院看護師特定行為研修の目的である「特定行為研修を通して、急性期医療から在宅医療まであらゆる領域において、安心・安全を保障しながら高度な臨床実践能力を発揮し、チーム医療のキーパーソンとして機能できる看護師を育成する。」に沿った特定行為研修修了者の育成が実践できている。

長崎大学病院看護師特定行為研修 受講生推移

	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
長崎大学病院看護師	7名	2名	5名	6名	4名(追加受講2名)
院外からの研修生	—	6名	5名	4名	7名

長崎大学病院の特定行為研修修了者は、他の指定研修機関で研修を修了した看護師も含め、令和6年4月現在20名が勤務している。さらに令和6年度中には新たに9名が研修修了予定である。手術部、集中治療部、高度救命救急センター及び病棟で勤務しながら特定行為を実施しており、医師の負担軽減に繋がっている。また、医師が不在の場合もタイムリーに患者に対応することができ、患者の早期回復にも寄与している。引き続き、特定行為研修修了者の育成に尽力していく。

③ 多職種へのタスクシフト・シェアによる医師負担軽減

令和3年10月の医療法改正に伴い、厚生労働大臣が指定した研修を受講することにより、医師の負担を軽減するため、様々な職種が新たな業務を行うことができるようになったことを受け、受講に係る費用を本院が負担し、本院に在籍する臨床工学技士や臨床検査技師、診療放射線技師に当該研修を受講させることとした。令和5年度は臨床検査技師25名が受講済みである。これにより、在職者についてはほぼ受講済みとなったが、次年度以降も当該職種における新規採用者については、引き続き、研修の受講を予定している。

◆経営面

○病院長ヒアリングの実施

令和元年度と比較して令和4年度の粗利が一定以上減少している診療科及び教授等の交代により経営に係る意識共有が必要な診療科に対して病院長ヒアリングを実施した。対象となった16診療科へのヒアリングでは、現状を分析した各種指標に関するデータ等を提供し意見交換を行った。

○財務状況緊急事態宣言の発出及び経営担当副病院長による診療科ラウンド実施

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の5類移行後も思うように患者が戻らず、併せて物価高騰等の影響により支出が大きく増加した。そこで、10月に財務状況緊急事態宣言として収支改善に関する行動目標をアナウンスするとともに、経営担当副病院長を筆頭に、稼働が戻らない診療科を中心にラウンドを行い、状況改善に向けた意見交換を行った。

○病床再編及びダウンサイジングに向けた検討の開始

患者数がコロナ禍前に戻らない現状を踏まえ、より効率的な診療を行う方向へシフトすることを基本方針に据えて、病床再編及びダウンサイジングに向けた検討を開始した。

○指導料・加算等のベンチマーク分析

加算・指導料の算定件数リストやDPC限界利益ベンチマークツールを用いて、他院や全国平均と比して算定件数が少ないものを抽出し、算定漏れがないか検証した資料をもとに、経営改善ミーティングにおいて、算定漏れを改善するための方策について検討を行った。

○院内職員より、支出削減策・増収策の公募

新たなアイデアの掘り起こしを目的として、従来100万円以上の増収・支出削減が対象になっているところを、期間限定で基準額を10万円以上に引き下げることで、職員から幅広く策を公募した。その結果、期間中に25件の応募があり、うち19件の策を採用した。このキャンペーンでの年間効果額は約2,800万円となる。採用した策については、1年間の効果

検証を行い、一定の効果が認められた策に対しては、提案部署へインセンティブとして経費配分を行う予定である。

○診療科インフォメーションレターの送付

新規患者の獲得のために、長崎県内の医療機関に対して、各診療科単位で紹介して欲しい症例及び診療体制を記載した通知を2回発出し、地域との連携強化を図った。

○長期借入金の借入停止及び設備更新計画の策定

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の5類感染症移行に伴い、「新入院患者数、初診患者数をコロナウイルス蔓延前の水準へ戻そう！」を経営目標に掲げ、新型コロナウイルス感染症禍の影響からの回復を目指していたが、令和5年度の病床稼働率は78.24%に留まっており、当初想定していたような回復は見られなかった。今後もこの状況は続くと思われ、医師の働き方改革による人件費の増加や市中の賃金上昇に伴う委託費の増加に加え、光熱費も依然として高止まりしている状況であり、今後も更なる経営悪化が懸念される。そのため、将来の支出負担を少しでも軽減するべく、令和6年度に計画していた設備更新のための長期借入金8億円の借入を停止した。令和7年度以降も、例年予定している長期借入金について引き続き借入の停止を検討する。

また、設備更新計画（マスタープラン）について、これまでに策定した放射線部、ME機器センター、光学医療診療部、耳鼻咽喉科、眼科、栄養管理室、検査部、材料部に続き、令和5年度は形成外科、皮膚科、眼科についても作成した。保守契約の有無や契約先などの情報を統合して可視化することで、一括保守契約・複数年契約等の支出削減に寄与するとともに、1台あたりの金額は高額ではないものの、所有台数の多い設備について更新計画のブラッシュアップを実施している。今後は、病院全体の保有設備に関する統合的な更新計画の策定を検討し、より効率的な設備更新を目指していく。

なお、病床確保の取り組みを受け支援された「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」による病床確保料等の補助金を運営費に補填するとともに、前述のような経費節減等の自助努力を重ねることで、高度急性期医療を担う長崎県唯一の特定機能病院としての機能維持に必要な設備の更新財源の確保に引き続き努めていく。

◆「附属病院セグメント」の財務状況

附属病院セグメントにおける事業の主な財源は、附属病院収益 33,860 百万円 (86.7% (当該セグメントにおける業務収益比。以下同じ))、運営費交付金収益 3,018 百万円 (7.7%)、その他 2,164 百万円 (5.6%) で合計 39,044 百万円となっており対前年度比 1,515 百万円減少している。また、事業に要した経費は、診療経費 22,729 百万円、人件費 15,292 百万円、一般管理費 327 百万円、財務費用 43 百万円、研究経費 168 百万円、教育経費 92 百万円、その他 1,105 百万円で合計 39,759 百万円となり対前年度比 262 百万円減少している。

差し引きの経常損失は 714 百万円であり、令和 4 年度の経常利益と比較すると 1,253 百万円減となっている。

主な財源が前年度比で減少した主な要因は、コロナ禍において教職員等に対し自主的に実施した PCR 検査等の診療行為で実際の附属病院収益に影響を及ぼすものではない特別医療費等が減少したためであり、診療経費も同様の理由から大きく減少している。これを除いた場合、附属病院収益及び診療経費はともに前年度比で増加している。

附属病院収益の主な増加要因は、入院延患者数の増加や、高額な注射薬の使用増加に伴う注射料の増加及び外来化学療法件数の増加などにより診療単価が増加したことが挙げられ、また、診療経費の主な増加要因として、外来化学療法の実施に伴う注射薬費の増加及び物価高騰に伴う材料費の増加、夜間看護補助派遣業務の開始や労務単価の上昇に伴う委託費の増加、情報機器の保守費用の増加が挙げられる。

◆「附属病院収支の状況」の概要

附属病院セグメントの情報は以上のとおりであるが、これをさらに附属病院の期末資金の状況が分かるよう調整（附属病院セグメント情報から、非資金取引情報（減価償却費など）を控除し、資金取引情報（固定資産の取得に伴う支出、借入金の収入、借入金返済の支出、リース債務返済の支出など）を加算して調整）すると、下表「附属病院セグメントにおける収支の状況」のとおりである。

「附属病院セグメントにおける収支の状況」

(令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

	金額 R5 年度	参考) R4 年度	増減
I 業務活動による収支の状況 (A)	2,800	4,115	△1,314
人件費支出	△14,963	△14,882	△81
その他の業務活動による支出	△19,814	△20,350	536
内、特別医療費等	△24	△1,477	1,452
特別医療費等を除くその他の業務活動による支出	△19,789	△18,872	△916
運営費交付金収入	3,018	3,096	△77
附属病院運営費交付金	—	—	—
基幹運営費交付金（基幹経費）	2,845	2,784	60
特殊要因運営費交付金	156	311	△155
基幹運営費交付金（ミッション実現加速化経費）	17	—	17
附属病院収入	33,860	34,477	△616
内、特別医療費等	24	1,477	△1,452
特別医療費等を除く附属病院収入	33,836	32,999	836

補助金等収入	458	1,510	△1,052
その他の業務活動による収入	241	263	△22
II 投資活動による収支の状況 (B)	△1,278	△2,738	1,459
診療機器等の取得による支出	△889	△1,947	1,057
病棟等の取得による支出	△387	△442	54
無形固定資産の取得による支出	△15	△299	284
有形固定資産及び無形固定資産売却による収入	—	—	—
施設費収入	64	6	58
その他の投資活動による支出	△51	△55	4
その他の投資活動による収入	—	—	—
利息及び配当金の受取額	—	—	—
III 財務活動による収支の状況 (C)	△3,013	△2,991	△21
借入れによる収入	—	—	—
借入金の返済による支出	△2,368	△2,342	△26
大学改革支援・学位授与機構債務負担金の返済による支出	—	0	△0
借入利息等の支払額	△28	△32	4
リース債務の返済による支出	△600	△597	△3
その他の財務活動による支出	—	—	—
その他の財務活動による収入	—	—	—
利息の支払額	△15	△18	3
IV 収支合計 (D=A+B+C)	△1,491	△1,613	122
V 外部資金による収支の状況 (E)	9	0	9
受託研究・受託事業等支出	△1,110	△836	△274
寄附金を財源とした事業支出	△250	△274	24
受託研究・受託事業等収入	1,120	836	284
寄附金収入	250	274	△24
VI 収支合計 (F=D+E)	△1,481	△1,613	132

I 業務活動による収支の状況

収支残高は 2,800 百万円となっており、令和 4 年度と比較すると 1,314 百万円減少しているが、項目毎については次のような増減となっている。

その他の業務活動による支出が 536 百万円減少しているが、そのうち特別医療費等の 1,452 百万円の減少については学内教職員に対する PCR 検査等の診療行為で実際の診療経費に影響を及ぼすものではなく、これを除いた場合は 916 百万円の増加となっている。特別医療費等を除くその他の業務活動による支出においては、材料費における医薬品費の支出が 663 百万円の増加となっている。これは、外来化学療法件数の増加等に伴い高額注射薬が

増加したことが主な要因となっている。委託費は外注による看護業務・クランク委託費や労務単価の増加により 78 百万円増加となっている。

運営費交付金収入が 77 百万円減少しているが、主な要因は退職手当が減少したことによる特殊要因運営費交付金収入が 155 百万円減少したためである。

附属病院収入のうち、特別医療費等の減少額 1,452 百万円については学内教職員等に対する PCR 検査等の診療行為で、実際の診療報酬に影響を及ぼすものではないため、これを除いた附属病院収入は 836 百万円増加となっている。

補助金等収入が 1,052 百万円減少しているが、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の補助金が減少したことが主な要因となっている。

II 投資活動による収支の状況

収支残高は△1,278 百万円となっており、1,459 百万円増加している。設備整備（診療機器等の取得による支出）については、1,057 百万円減少している。

施設整備（無形固定資産の取得による支出）については、令和 4 年度に重症管理システムの更新を行ったが、令和 5 年度は大きな支出がなかったため、284 百万円減少している。

III 財務活動による収支の状況

収支残高は△3,013 百万円となっており、21 百万円減少している。

借入金の返済等については、長期借入金の返済による支出は 26 百万円増加した。借入利息等の支払額は借入停止に伴う残高の減少等により 4 百万円減少している。

リース債務の返済による支出については、総合病院情報システム等のリースの元本返済割合増加のため 3 百万円増加している。

外部資金による収支の状況を含む全体の収支残高合計は△1,481 百万円となる。なお、本表には表示されていない調整項目である、未収附属病院収入の期首・期末残高差額の増減に伴う収支残高（収入額）の調整が 420 百万円、期末たな卸資産の期首・期末残高差額の増減に伴う収支残高（支出額）の調整が 39 百万円、翌期の使途が限定されている引当金繰入額（賞与引当金、退職給付引当金）の確保に伴う収支残高の調整が△171 百万円となり、これらの要因等を調整すると、予算収支差は 156 百万円となる。

【附属病院セグメントにおける総括】

今年度は新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が 5 類へ移行することから、蔓延前の新入院患者数、初診患者数に戻すことを目指していたが、思うような患者数の戻りは見られなかった。これを受け、財務状況緊急事態宣言の発出をはじめ、様々な収支改善策を行ったが、患者数減少の影響は大きく、病院収入は伸び悩んだ。令和 6 年度以降も人件費の増加や賃上げに伴う委託費の増加、物価高騰による影響など今年度以上の支出の増加が見込まれ、厳し

い経営状況が続くことが予想されるが、特定機能病院としての役割を果たすべく、経営努力による財政基盤の安定化を図っていく必要がある。

② 附属学校セグメント

附属学校セグメントは、教育学部附属幼稚園、附属小学校、附属中学校、附属特別支援学校により構成されており、「教育学部・大学院教育学研究科と組織的な協働により、児童生徒の確かな成長に資する先進的教育研究や課題解決力を備えた実践型教員の養成を推進し、地域におけるモデル校園として長崎県の教育振興に貢献する。」ことを目的としている。

◆附属学校運営協議会

教育学部並びに教育学研究科と一体となった附属学校園の運営を図るため、附属学校運営協議会を原則毎月一回開催した。本協議会では、第4期中期計画の附属学校園に関するKPI（重要業績評価指標）の【5-4-3】附属学校、教育学部、長崎県教育委員会等の連携による協働活動回数と【5-4-4】附属学校と長崎県教育センター等が連携した現職教員の研修受入人数、講師派遣人数において数値目標が掲げられており、その実現のためにも、現代的・地域的教育課題の解決に取り組み、教育実践研究の推進と研究成果の地域への還元と現職教員のリカレント教育について教育委員会等と連携を図りながら推進している。

【5-4-3】では、第4期中期目標期間終了までに附属学校、教育学部、長崎県教育委員会等の連携による協働活動回数を9回以上と掲げているが、令和5年度は附属学校園・教育学部並びに教育学研究科・長崎県教育委員会が連携した9つの事業（①教育実践研究（9件）、②長崎県学力調査検討委員会【小学校】（附属小学校5回）、③長崎県学力調査検討委員会【中学校】（附属中学校18回）、④附属幼稚園教育研究協議会、⑤附属中学校教育研究協議会、⑥附属小学校公開研究発表会、⑦附属小学校『夏研（長崎県下の若手教職員を対象とした授業づくりセミナー）』、⑧リカレント教育研修（附属幼稚園6回）、⑨中堅教員資質向上研修（附属特別支援学校1回）を行った。

【5-4-4】では、附属学校と長崎県教育センター等が連携した現職教員の研修受入人数4名以上、講師派遣人数25名以上の数値目標を掲げている。令和3年度に附属小学校が長崎県教育センターと連携して創設した「遊学研修（教員を1日受け入れる制度）」において計23名の教員を受入れ、附属特別支援学校においては、中堅教諭等資質向上研修として教員1名を受け入れた。附属幼稚園においては、長崎県こども未来課と連携したリカレント研修を計6回実施し、幼稚園教諭9名、保育教諭12名、保育士4名を受け入れた。附属学校園と長崎県教育センター等の連携による研修講座等への講師派遣においては、附属小学校からは教員6名、附属中学校からは教員5名を派遣して師範授業を行った。また、教育学部が地域の教育課題解決に貢献することを目的とした「教育支援事業」は計91件が実施された。これには、学部教員10名、附属小学校教員26名、附属中学校教員9名（延べ人数136名）が長崎県内の学校や教育委員会等が主催する研修会等で師範授業、指導助言、講義、講

演を行っている。中でも特色ある教育活動の地域展開として、長崎県内のへき地・島嶼域にある小学校・中学校の出前授業及び出前講義に対し、附属小学校教員を20名、附属中学校教員を4名派遣して、GIGA スクール構想に向けた授業づくりや複式学級における授業づくりに関する講義を行っている。

附属学校セグメントにおける事業の主な財源は、運営費交付金収益 921 百万円 (93.8% (当該セグメントにおける業務収益比、以下同じ))、寄附金収益 26 百万円 (2.7%)、その他 34 百万円 (3.5%) となっている。

また、事業に要した経費は、人件費 801 百万円、教育経費 172 百万円、その他 1 百万円となっている。

③ 熱帯医学研究所セグメント

熱帯医学研究所は、病原体解析部門、宿主病態解析部門、環境医学部門、臨床研究部門に加えて、令和元年度にはシオノギグローバル感染症連携部門を新たに開設し、5 大部門となった。また、アジア・アフリカ感染症研究施設や熱帯医学ミュージアムなどの7 附属施設、1 診療科を有し、アジア・アフリカ感染症研究施設ではケニアとベトナムに設置した海外教育研究拠点を活用し、現地研究者と共同で長期・継続的かつ広範囲な調査研究、若手研究者の現地教育などを実施している。

熱帯病の中でも最も重要な領域を占める感染症を主とした疾病と、これに随伴する健康に関する諸問題を克服することを目指し、関連機関と協力して、平成11年策定の「総合目標－Mission Statement」を引き続き達成すべく下に記す種々の活動を行った。

◆熱帯医学及び国際保健における先導的研究

1) マラリア、住血吸虫症、デング熱、ジカ熱、チクングニア熱、コレラ、黄熱、エイズ、急性呼吸器感染症、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) などの熱帯・新興感染症について、基礎研究、疫学、治療、予防に関する臨床介入研究、また、これらの疾病発生に関与する環境因子、媒介動物、社会要因などの解析を、アジア・アフリカ研究施設などを活用して実施した (国立研究開発法人日本医療研究開発機構 (AMED) 新興・再興感染症研究基盤創生事業 (海外拠点研究領域) 及び共同利用・共同研究拠点事業)。

2) 地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム (SATREPS) (AMED-JICA) については、令和5年4月にケニア共和国での事業「住血吸虫症の制圧・排除へ向けた統合的研究開発」に関するR/Dが締結され、研究開発が開始された。また大阪公立大学によるケニア共和国での事業「熱帯アフリカのマラリア撲滅を目指したコミュニティー主導型統合的戦略のための分野融合研究」に、熱帯医学研究所所属の複数の研究者が参加し、共同研究を実施した。ガボン共和国で実施してきたウイルス感染症の調査研究については、SATREPS 事業「公衆衛生上問題となっているウイルス感染症の把握と実験室診断法の確立」が令和

4年2月に終了したことに伴い、令和4年度からはJSPSの国際共同研究加速基金及び研究拠点形成事業において継続して実施している。

3) ベトナム国立衛生疫学研究所との共同研究として、デング熱、ジカ熱など蚊媒介性感染症の流行に関する研究、感染症流行に関与する媒介蚊の特性と予測の研究、野生動物由来の未知の病原体の探索、感染性下痢症に関する研究、ニャチャン住民コホートをを用いた小児呼吸器感染症の研究を実施した。そのほかAMEDのベトナム拠点活用研究として、病原体抗原エピトープの網羅的評価法の開発及び流行予測への応用に関する研究(東京大学)、免疫学的アプローチによるベトナムでのヒト感染新型コロナ類似ウイルスの同定(京都大学)等の共同研究を行った。

4) AMEDによる医療分野国際科学技術共同研究開発推進事業「アフリカにおける顧みられない熱帯病(NTDs)対策のための国際共同研究プログラム」では、スーダン共和国における公衆衛生学的問題である真菌性菌腫(マイセトーマ)に関して、地方の診療所における診断を可能とするLAMP法診断並びに、真菌代謝物検出による早期診断や真菌治療終了の判断のための診断方法開発を名古屋大学トランスフォーマティブ生命分子研究所(ITbM)、千葉大学真菌医学研究センター、神戸大学大学院人間発達環境学研究科並びにハルツーム大学マイセトーマ研究センターとともに継続した。

5) 公益社団法人グローバルヘルス技術振興基金(GHIT)の支援を受けて、①マラリア原虫肝内休眠体の迅速診断に向けた実現可能性検証研究(代表 本学、分担: 生物医学霊長類研究センター(オランダ)、熊本高専)、②住血吸虫迅速診断テストの開発・製造・検証の研究(代表 FIND(スイス)、分担: 本学、ライデン大学医療センター(オランダ)、Merck(ドイツ)、DCN(米国))、③リーシュマニア症の予防のための弱毒生ワクチン開発研究、及び④リーシュマニアへの暴露並びに免疫応答検出のためのリーシュマニン皮内テスト(LST)の生産・検証・使用(③④ともに、代表 オハイオ州立大学(米国)、分担: 本学、マギル大学(カナダ)、アメリカ食品医薬品局(FDA)、Genova Biopharmaceuticals Ltd.(インド))、⑤シャーガス病予防のための弱毒生ワクチンの創出、最適化並びに前臨床試験 ~CRISPR/CasによるCyp19遺伝子欠損クルーズ・トリパノソーマを用いて(代表 オハイオ州立大学(米国)、分担: 本学)、⑥即効性新規抗マラリア薬を目指したフェノタイプスクリーニングから見いだされたヒット化合物からリード化合物創製への創薬研究(代表 MMV(スイス)、分担: 本学、塩野義製薬株式会社)、⑦栄研シャーガスLAMP法の臨床応用試験: 先天性シャーガス病(経胎盤感染)新生児の早期治療のための簡便診断法(ポイントオブケア試験)の実用化に向けて(代表: バルセロナグローバルヘルス研究所 ISGLOBAL(スペイン)、分担: 本学、栄研化学株式会社(EIKEN)、株式会社エーアイバイオサイエンス(米国)、Centro para el Desarrollo de Investigación Científica(CEDIC)(パラグアイ)、セデアス(CEADES)(ボリビア)、ムンドサノ財団(FMS)(アルゼンチン)、インゲビ(INGEBI)(アルゼンチン))、⑧シャーガス病に対する新薬発見のためのHTS(代表: 本学、分担: DNDi)を推進した。

6) 「マラリア治療薬」の開発を中心とした人類の脅威となる感染症に対する予防、診断及び治療に必要な「くすり」の研究開発：平成31年4月に設置したシオノギグローバル感染症連携部門での研究をさらに加速、発展すべく、令和6年3月に塩野義製薬株式会社と第2期の包括的連携に関する協定書を締結し、SHIONOGI グローバル感染症連携部門の設置を決定した。

7) ベトナムにおける感染症情報モニタリング体制の強化：AMED新興・再興感染症研究基盤創生事業において実施する感染症のモニタリング体制の強化に貢献することを目的として、令和5年度補正予算を得て機器を整備した。海外拠点で採集した検体は長崎大学へ定期的に輸送され、将来的な日本国内での検体共有に向けて適切に保管している。

8) AMEDによる「ワクチン開発のための世界トップレベル研究開発拠点の形成事業」の採択を受けた感染症研究出島特区ワクチン研究開発拠点に参画している熱帯医学研究所の研究者が、特区関連部局と複数の分野が携わるワクチンの研究開発を継続実施した。また、令和5年4月に同ワクチン研究開発拠点活動を推進する「熱帯性ウイルス医薬品開発分野」並びに人工知能(AI)を用いたワクチン開発をNECと共同で実施する「感染ゲノム学分野」を熱帯医学研究所内に新設した。

9) ケニア中央医学研究所(KEMRI)との共同研究においては、ケニア拠点ラボ機器の全面的な更新と整備を行い、研究基盤の強化並びにSATREPS事業の展開支援を行うとともに、所内外からの研究者がウイルス学や寄生虫学、病害動物学、公衆衛生学(疫学)を中心に研究活動を展開した。KEMRIウイルス研究センター並びに国立感染症研究所及び山口大学との共同研究では、蚊及びマダニ媒介性ウイルスの分離及び遺伝子解析を実施した。KEMRI伝統薬研究センターとの共同研究では、ケニア産植物由来抽出成分の持つ抗新型コロナウイルス効果の評価システムを構築し、P3ラボにて実施した。また、栄研化学株式会社との結核LAMP診断法評価の研究、NECとの新生児に対する生体認証技術の開発とワクチン接種管理システムの開発、住友化学株式会社との蚊帳の研究、サラヤ株式会社とのスナノミに対する臨床試験等、企業との共同研究も展開した。さらに、日本とケニアの外交関係樹立60周年にあたり、本学並びに熱帯医学研究所の同国における長年の活動が高く評価され、在ケニア日本国大使館在外公館長表彰を受賞した。

◆研究成果の応用による熱帯病の防圧並びに健康増進への国際貢献

1) 海外研究拠点周辺地域での病原体やヒトの細胞、DNAなどを現地施設あるいは研究所内のリソースセンターなどに集約し、国内外の研究者に対しての便宜を図った。

2) 熱帯医学研究所のウイルス学分野は世界保健機関(WHO)の研究協力センター(熱帯・新興ウイルス感染症)の指定を受けて活動した。加えて、「新型コロナウイルス診断基準ラボラトリー」としての指定も受け、基準ラボとしてグローバルな品質管理検査に参加した。

3) 地域医療・公共福祉への貢献を目的とし、本邦における重要な新興感染症である重

症熱性血小板減少症候群について、臨床検体及び伴侶動物検体のウイルス遺伝子検査を行った。また、COVID-19検体についても、臨床管理の改善を目的として、ウイルス分離及びウイルス遺伝子検査を行った。

4) 国際協力機構 (JICA) によるケニア及びアフリカ域内 (特に東アフリカ地域) における健康危機対応能力の強化事業として、JICA第三国研修プログラムが令和元年度から令和5年度まで、ケニアを含めた東アフリカ14か国の感染症対策担当者を対象にケニア中央医学研究所内にて実施され、P3・バイオセーフティートレーニングを熱帯医学研究所ケニア拠点を担当した。ケニアにおける保健医療サービスへのアクセス向上に寄与することを目的とする「ケニア中央医学研究所研究機能強化計画 (無償資金協力)」については、計画策定並びに実施に向けての政府との調整 (首相官邸における岸田文雄首相とケニア・ルト大統領の署名交換式に本学学長並びにケニア拠点長が参加) に協力した。また、上記計画で整備される設備を有効に活用することで高度研究人材の育成を目指す「ケニア中央医学研究所研究能力強化プロジェクト (技術協力プロジェクト)」については、准教授のJICA長期専門家としての派遣を継続し、ケニア人研究者を本邦に受け入れ、研修を行った。

5) JICA草の根技術協力事業「ケニア国ホマベイ地区における持続可能なスナノミ感染症対策プロジェクト」を実施し、スナノミ感染症の感染蔓延地域における対策に協力した。

6) 国内以外の顧みられない熱帯病 (NTDs) の研究者やコミュニティーを連携させ、研究開発の新規展開、産官学民の連携強化を目指したアライアンスであるJapan Alliance on Global Neglected Tropical Diseases (JAGntd)、並びに日経アジア・アフリカ医療イノベーションコンソーシアム (AMIC) NTD部会の事務局機能を果たすとともに、長崎において開催されたG7保健大臣会合を記念したNTDsに関する国際シンポジウムをGHIT並びにUniting to Combat NTDsとともに開催した (後援: 外務省、厚生労働省、国際協力機構 (JICA)、協力団体: DNDi Japan、日本製薬工業協会 (JPMA)、SDGs・プロミス・ジャパン (SPJ)、日経FT感染症会議、朝日新聞)。さらに、シンポジウム後には、Bill & Melinda Gates財団や国境なき医師団、世界保健機関グローバルNTDsプログラムなどの国際機関とともにNTDsの研究開発とアクセス&デリバリーの加速化に関する「長崎アウトカム・ステートメント」を発表した。

◆研究者と専門家の育成

1) 本学医歯薬学総合研究科新興感染症病態制御学系専攻における教育に協力し、特に「熱帯病・新興感染症制御グローバルリーダー育成コース」を中心として、熱帯病・新興感染症について幅広い知識と技術・グローバルな俯瞰力を備えた国際的リーダーの育成に関わった。また、同コースに受け入れているJICA PREPAREプログラム (健康危機対応能力強化に向けたグローバル感染症対策人材育成・ネットワーク強化事業) による多くの留学

生（ケニア、コンゴ民主共和国、ガーナ、ナイジェリア、ガボン、ベトナム出身者）への研究指導を本研究所研究者が行った。

2) 本学熱帯医学・グローバルヘルス研究科における教育に協力し、臨床疫学・公衆衛生分野の専門的・指導的人材育成に貢献した。また、同研究科に平成30年に設置された博士後期課程において、ロンドン大学とのジョイントディグリーが授与される国際連携グローバルヘルス専攻における教育にも協力した。本専攻は同年に採択された本学卓越大学院プログラムの中心として機能しているが、その運営にも大きく関わるなど、当該分野におけるリーダー育成にも貢献した。さらに、本学が設置（令和4年10月1日）した Doctor of Public Health (DrPH) の運営にも協力した。

3) 熱帯医学の研究又は熱帯地での保健医療活動に従事しようとする方々を対象とする3カ月の熱帯医学研修課程（対面）を実施するとともに、令和4年度に開始した熱帯医学研修オンラインコース（6カ月）を令和5年度も開講し、当該分野の専門家育成に貢献した。

4) 国内外の研究倫理専門家による「第22回 医学研究のための倫理に関する国際研修コース」を実施し、当該領域の研究者育成に貢献した。

5) 日本学術振興会による大学の世界展開力強化事業「プラネタリーヘルスの実現に向けた日ア戦略的共同教育プログラム（PHASE プログラム）」（医歯薬学総合研究科主管）において、本研究所のケニア拠点を中心となり、全学学部並びに大学院学生のケニアでの受入れ（短期・長期）に関する調整、さらには、ケニアから長崎に派遣（短期・長期）するケニア人学生の支援並びに調整を実施した。

熱帯医学研究所セグメントにおける事業の実施財源は、運営費交付金収益734百万円（33.2%（当該セグメントにおける業務収益比、以下同じ））、受託研究収益822百万円（37.2%）、共同研究収益397百万円（18.0%）、補助金等収益146百万円（6.6%）、その他111百万円（5.0%）となっている。

また、事業に要した経費は、研究経費439百万円、受託研究費801百万円、共同研究費371百万円、人件費559百万円、その他58百万円となっている。

④ 原爆後障害医療研究所セグメント

原爆後障害医療研究所は、放射線リスク制御部門、細胞機能解析部門、ゲノム機能解析部門、原爆・ヒバクシャ医療部門の4部門と放射線・環境健康影響共同研究推進センターからなる。放射線・環境健康影響共同研究推進センターには、資料収集保存・解析部と生体材料保存室に加えて、チョルノービリプロジェクト代表部（ベラルーシ）、長崎大学・川内村復興推進拠点（福島県川内村）、長崎大学・富岡町復興推進拠点（同富岡町）、長崎大学・大熊町復興推進拠点（同大熊町）、長崎大学・双葉町復興推進拠点（同双葉町）、フランス原子力防護評価研究所交流推進室（フランス）、ウクライナ・ジトームル州立コロステン市広域診

断センタープロジェクトサイト（ウクライナ）を設置し、旧ソ連邦や欧州、福島県と共同で長期的かつ継続的な教育・調査研究を実施している。なお、チョルノービリプロジェクト代表部は、ロシアのウクライナ侵攻に伴い令和5年度に閉鎖し、新たにウクライナのキーウに代表部を設置した。

放射線の人体影響研究の中で、長崎／広島原爆被爆者・チョルノービリ原発事故後の甲状腺癌患者を主なコホートとした分子疫学研究と福島県の臨床疫学調査研究から、細胞・ゲノムを対象とした基礎生命科学研究に至る包括的な研究を展開している。加えて海外ヒバクシャ医療の推進や原子力災害対応に資する体制整備に寄与している。さらに放射線の人体影響研究分野の将来を担う国内外の専門家育成を行うべく、学部教育から大学院教育（修士・博士課程）に積極的に参画しており、特に修士課程では福島県立医科大学との共同大学院として「災害・被ばく医療科学共同専攻」を、博士課程では金沢大学、千葉大学との共同大学院として「先進予防医学共同専攻」を設置し人材養成に努めている。

◆長崎原爆被爆者の長期追跡データベースの維持管理

長崎県・市との協定に基づき、各自治体から原爆被爆者手帳所持者の転入出、死亡等の異動情報の提供を受け、原爆被爆者の健康影響に関する各種疫学研究の研究基礎集団としてのデータベース構築、拡張を行っている。研究コホートとしての昭和45年以降の長崎市在住者を含む約17万人の被爆時の状況、DS86線量推定方式準拠の推定被曝線量などの基本情報のほか、健康診断結果、日常生活における生活動作や自立度、主観的健康度などの健康状況、生活状況に関する情報や死亡日、国際疾病分類（ICD10）による死亡原因などの情報を整理・作成し定期的に追加している。令和5年度は約10,000件の健康診断結果及び約2,200件の死亡情報を追加した。

◆福島原発事故後の放射線健康リスク制御学の展開

事故後からの福島県民健康調査事業、とりわけ甲状腺超音波検査への支援継続に加えて、川内村、富岡町、大熊町、そして双葉町と包括連携協定を締結して拠点を設置し、復興支援活動の基盤組織を拡大・整備してきた。住民の外部・内部被ばく線量の評価やリスク認知に関する調査・研究から地域の復興に向けたコミュニケーションへ展開させる事業を遂行している。具体的には、帰還した住民との「車座集会」を開催して、環境中や食品中の放射性セシウム濃度、個人の被ばく線量の測定結果や、放射線被ばくと健康影響に関する情報提供を行い、住民との質疑応答を通じた安全・安心の担保に努めている。また、川内村では毎年住民が採取した野生キノコ中の放射性セシウムの測定を行って「キノコマップ」を作成し、住民とのリスクコミュニケーションに供しているほか、富岡町、大熊町、双葉町では、帰還した住民への戸別訪問や車座集会に加え、帰還を考えている避難住民との対話等を通じた放射線健康リスクコミュニケーション活動や、新たに避難指示が解除される特定帰還居住区域の環境モニタリングや準備宿泊する住民の線量評価といった復興支援を行っている。

現在、これら拠点に教員 3 名（准教授 1 名、助教 2 名）と事務補佐員 1 名を配置しており、きめの細かい復興支援事業、復興に資する種々の研究事業を展開している。

◆甲状腺癌研究－放射線誘発甲状腺癌の分子疫学研究，動物モデルを用いた研究

1) チョルノービリ周辺地域の放射線誘発小児・若年者甲状腺癌症例のうち、放射性ヨウ素抵抗性となった症例の臨床病理学的検討、特に免疫チェックポイント分子発現状況の解析を行った。その結果、まずこういった放射性ヨウ素抵抗性となる症例は少ないこと、免疫チェックポイント分子が発現している頻度はそれなりに高いこと、さらに転移巣の免疫チェックポイント分子発現状況は、原発巣と高い類似性があることなどが明らかになった。このことは、将来の難治放射線誘発小児・若年者甲状腺癌の治療方針決定に役立つと考えられた。

2) 福島県でスクリーニングによって発見された若年者甲状腺癌の遺伝子解析を継続して行っている。令和 3 年度は、176 例までの結果を続報として発表した。その結果これまでのところ、BRAF 変異率には引き続き大きな変化はなく、チョルノービリ原発事故後では放射線誘発甲状腺癌の発生数が急増した事故後 4 から 5 年が経過した後も、福島県で発見された甲状腺癌の発癌機序には変化はなく、これらの癌が放射線によるものではないことを示唆する結果であった。令和 4 年度は、新たに約 70 例のサンプルを福島県立医科大学より受け入れ、現在その解析中である。

3) ベラルーシのチョルノービリプロジェクト代表部を通して、チョルノービリ周辺地域の放射線誘発甲状腺癌の病理組織学的再評価、個人線量推定、非被ばく若年者甲状腺癌の症例を収集し、原爆後障害医療研究所における福島若年者甲状腺癌と併せた甲状腺分子疫学拠点の研究基盤構築を行ってきた。今後、ベラルーシのチョルノービリプロジェクト代表部は閉鎖し、ウクライナのキーウに移転予定であり、ロシアの核兵器使用による急性放射線障害発生に備えた医療機器の支援等、人道上の協力関係も発展させていく予定である。

4) 放射線誘発甲状腺癌ラットモデルを用いて、がん化過程において被曝特異的、時間依存的に変化する分子発現を網羅的に解析し、被曝バイオマーカーを検索した。放射線被曝甲状腺では前がん状態より 3,000 以上の遺伝子発現が変動していて、分子病理学的異常が病理組織学的変化に先行することが示された。中でも ATM 関連 DNA 損傷応答や細胞周期調節系、細胞接着因子の有意な変化が判明した。validation set による検証実験では、ddPCR による *cdkn1a* 定量は発がん期における被曝甲状腺組織を対照から正確に鑑別できるバイオマーカーとなる可能性があることを示した。

さらに、被ばく甲状腺発がんの分子疫学的特徴のひとつである若齢被ばくによるリスク亢進メカニズムについてラットモデルで解析した。その結果、若齢被ばくラット甲状腺組織では、発がん期においてオートファジーを構成する分子の mRNA の多くが減少し、放射線誘発甲状腺がんでは隔離膜の構成分子である LC3 と p62 の発現が抑制されていることを報告した。若齢被ばく甲状腺発がんリスク亢進がオートファジー不全に基づくことを初めて明

らかにした。現在、オートファジー阻害薬のヒドロキシクロロキン投与による若齢ラット甲状腺の急性期の放射線感受性と慢性期の発がんへの影響について検討中である。

5) 放射線被ばくに関連する甲状腺がんについての依頼総説が、アメリカの内分泌学会の発行する *Endocrine Reviews* 誌に掲載された。放射線治療や原爆被ばくによる甲状腺がんには留まらず、チョルノービリ原発事故による小児甲状腺がん、そしてさらには福島第一原発事故後に多数発見された小児・若年者甲状腺がんについてまでも、臨床、病理、疫学はもとより、遺伝子多形、変異や発現等の分子腫瘍学的内容までも網羅した総説。チョルノービリ原発事故と福島第一原発事故による両地域の甲状腺がんを比較すると、多くの相違点が明らかになり、福島の甲状腺がんが放射線誘発性である可能性は低いと示唆されている。これらのことは、本学が「放射線と甲状腺」の分野において、世界をリードする研究施設のひとつであると認められていることと言える。

6) 令和5年度改訂の甲状腺癌取り扱い規約第9版では腺腫様甲状腺腫 (AG) が“腫瘍様病変”に分類された。一方、甲状腺腫瘍のWHO分類第5版では”Benign tumours”の中から”AG”の名称は削除され、代わりに過形成か腺腫か明らかでない良性結節を包含する“Thyroid follicular nodular disease (TFND)”という亜分類が設けられた。その理由は、AGは病理学的に腫瘍様病変、主に過形成性病変を指すが、その一部には遺伝子異常のclonalityが検出され、病理組織学的所見のみで非腫瘍性病変と良性腫瘍の区別は困難とされているためである。TFNDは組織学的に多彩で、非腫瘍性と腫瘍性病変の混在する不均一な疾患群と考えられる。TFNDに相当する良性結節と診断されるものの中で、時に被膜を伴わず、充実性・索状・島状の低分化成分 (Pdc) を内包する結節内結節型結節 (NN) に遭遇する。Pdcは、外側の結節 (Out-N) と比較し、核異型や増殖能など低分化癌に類似した所見を呈するため、病理診断が問題になる。我々は、macroscopic dissection法でPdcとOut-Nから各々抽出したDNAを用いdigital PCRで解析し、NNのPdcはOut-Nとは異なる分子病理学的特徴を示すことを明らかにした。この結果はNNに腫瘍組織としてのheterogeneityが示唆され、Pdcは、甲状腺結節内の*NRAS*・*TERT*-p等変異clonalityの変化により増殖能を獲得した潜在的悪性形質を有する腫瘍で、低分化癌の前駆病変の候補のひとつとして注意する必要がある (Ueda M, et al, *Cancers* 2022)。実際、これらの中から2例に転移や再発が発症している。

◆医療用放射性同位元素利用のリスク・ベネフィット研究

アイソトープを用いた診療 (核医学) に関する、臨床的利益とリスクの研究を行っている。近年循環器領域において高齢者の原因不明の心不全の隠れた原因として注目を集めている心アミロイドーシス (ATTR アミロイド) について、核医学画像から得られる指標の有用性と標準化についての研究を行った。指標については陽性診断の基準となる心・対側肺野比の放射性薬品投与後1時間値が診断の精度向上のために重要であるのに対し、3時間値は疾患重篤度に相関している可能性が明らかとなり、1時間後撮影と3時間後撮影がそれぞれ

異なる役割を持つことが明らかとなった。標準化については、核医学 SPECT 画像の読影実験によって、確実な診断のためには3方向からの画像読影が重要であることが明らかとなった。これらについては、それぞれ論文化して報告した。またリスクについては、広島大学・福島県立医科大学との共同研究でがん診断目的での FDG PET 検査時の被ばくによる DNA 損傷を異常染色体数で評価検討する研究について、71例のデータ収集、広島大学と共同で検討・解析を継続中である。

◆医療従事者の被ばく実態研究

放射線業務従事者のうち、年間 20mSv を超える被ばくはほとんどが医療従事者であることが報告されており、医療における職業被ばくの把握は今後極めて重要な課題となる。これに伴い、令和2年には電離則の改正が行われたが、これに伴い医療現場における被ばく実態がどのように変化したかの検討を、広島大学・福島県立医科大学との共同で行った。電離則の改正による実際の被ばく量の低減は現時点では観察されないものの、不均等被ばくとして管理される比率の上昇が観察され、電離則の改正が医療現場における被ばく管理の厳密化に繋がっていることが明らかとなった。その一方で、医師の中にはごく少数ではあるが被ばく量の多い従事者が存在すること、放射線科や循環器科など従来被ばくの多い科として認識されている診療科に加え泌尿器科医師の被ばく量が高いこと、看護師においてはどのような環境で働いているか、特に内視鏡室において勤務しているかどうかが高い被ばく量と関連していること、放射線技師は他職種に比べて被ばく量が群として高いこと、といった職種毎の被ばく特性が明らかとなり、被ばく低減対策を立てる上で、重要な知見が得られた。これについては令和5年度中に論文化して報告したとともに、現在大学病院と市中総合病院の間の違いの有無、電離則改正に伴う職場管理体制の変化について調査・解析中である。

◆原発事故における甲状腺被ばく低減のための α シクロデキストリン経口摂取効果の多施設共同研究

放射性ヨウ素の摂取による内部被ばくは甲状腺癌のリスク要因であり、原発事故において最も懸念される事象である。このリスクを低減させるための α シクロデキストリンの経口摂取の効果を、長崎大学、東京大学、熊本大学、信州大学の4大学共同研究として行った。長崎大学放射線総合センターにおいて行われた小動物イメージングを用いた動物実験の結果から、 α シクロデキストリンの経口摂取が甲状腺への放射性ヨウ素取り込みを抑制することが証明された。 α シクロデキストリンは食品添加物として利用されており、原発事故における安全な放射線防護の手法のひとつとして期待される。本結果は論文とともに、プレスリリースとしても公表された。(Nishi K. et al. Sci Rep 2023)

◆BSL-3 環境下における小動物イメージング研究体制の確立

日本で唯一の BSL3 環境下における小動物 PET/SPECT/CT 前臨床イメージングを実現し、

アスペルギルス症やダニ媒介性ウイルス感染動物、新型コロナウイルス感染動物などの特異な疾患モデルにおけるイメージング研究等、感染症を中心としたトランスレーショナル研究体制を構築し、推進している。令和5年度は約61件の前臨床イメージングが行われた。令和5年度のPET/SPECT/CTの利用者数は延べ109名、年間稼働率は64.9%である。令和5年度は東京大学・信州大学・熊本大学と共同で、 α デキストリンの経口投与がヨウ素の取り込み阻害を介して、放射性ヨウ素の甲状腺への取り込みを抑制し、被ばく低減効果を示すことが小動物イメージングにより証明され、原発事故における甲状腺がんリスクの低減のための手法として期待できることを明らかにした。

◆循環器画像診断における核医学・CT利用実態の国際研究

IAEA 主導による循環器画像診断における核医学・CT 利用実態の国際研究（IAEA Noninvasive Cardiology Protocols Study: INCAPS4）の日本における核医学領域の national coordinator を担当した。本研究は令和5年10月から12月の間の任意の1週間に行われた循環診断における核医学検査及びCT検査の実数及び当該検査に伴う被ばく量・利用放射エネルギーを全数調査し、平成24年に行われた第1回同研究（INCAPS1）と対比することでこの10年間における診療実態の変遷を捉えるものである。令和6年3月現在データの収集が完了し、IAEA において集計・検証が行われている段階であり、検証が終了した後、実際の統計学的解析に移行する予定である。

◆原爆被爆者に見られる骨髄異形症候群(myelodysplastic syndromes; MDS)の研究

MDSは原爆被爆者に有意に発症が増加し、被爆線量と発症リスクに有意な相関がある。これまでに被爆者MDSと非被爆者MDSの予後に差を認めないこと、初発MDSに高頻度に見られるDNAメチル化経路の遺伝子変異が被爆者MDSでは極めて少ないこと、高線量被爆者MDSでは11番染色体長腕の欠失が増加しており、11q23部位に存在するATM遺伝子機能喪失の頻度が高いことを明らかにしてきた。症例を追加して検討を続けており、ゲノム変異についてはこれまでの知見を支持する結果を得た。令和5年度には、被爆者で造血異常を認めない時期の末梢血検体を用いてクローン性造血について検討した。その結果、近距離被爆者ではクローン性造血におけるゲノム欠失において特定の領域の欠失頻度が増加していること、ゲノム変異を持つ場合は20年以上の経過で貧血が進行しやすいことなどが明らかとなった。

◆原爆被爆者組織バンク試料を用いた研究

ヒトの放射線関連腫瘍組織バンクとして貴重な「長崎腫瘍組織バンク」の試料を用いて、全ゲノム解析を推進中である。特に若齢近距離被爆群で放射線の関与が高率である甲状腺がんと肺がんのDNAを対象にし、合計20例の網羅的解析からのデータセットで、合計2214のstructural variants (SV)を検出した。甲状腺がんのSVは顕著に少なく、1kb以下

の小規模 SV が大半を占め、ランダムに分布していた。肺がんでは Chr. 7、2、19、3、9 に SV の hot spots を見出し、その特徴を解析中である。被爆者腫瘍組織バンクの現状について、昨今の新型コロナウイルス禍で試料収集数が著減しており、貴重な近距離被爆者腫瘍のバンクが危機的であることを報告した。令和 4 年には大学病院で 28 例を収集した。令和 5 年度からは原爆病院での収集を再開し、17 例を収集した。

◆その他の放射線影響関連する基礎及びトランスレーショナル研究

放射線傷害を理解するため、組織由来幹細胞または高抵抗性両生類生物イモリ培養組織細胞を対象に基礎研究を行った。低線量率放射線照射後のマウス組織幹細胞（骨髄由来 c-kit 陽性）を分離し、その機能傷害をミトコンドリア代謝関連因子の発現変化などの視点から解析を進んでいる。一方、イモリ由来組織細胞を用いる放射線影響研究については、高線量放射線照射した細胞 DNA 傷害修復及びミトコンドリアの経時的変化が、マウスやヒト由来細胞と大きく異なることが判明した。今後、イモリ細胞における放射線照射に応答する機構をより分子レベルで深く解析・理解し、放射線傷害に新しい知見を見出していきたい。そのほか、放射線影響が関連するトランスレーショナル研究としては、癌細胞の放射線治療抵抗性獲得機構の解明や軽減剤の開発に関する研究も継続して行っている。

◆共同大学院「災害・被ばく医療科学共同専攻（修士課程）」

被ばく医療、放射線健康リスク制御の分野で実績を持つ長崎大学と、東日本大震災を経験し災害医療分野での実績と貴重な経験を持つ福島県立医科大学がそれぞれの独自の実績と強みを持ち寄り、相乗的に総力を結集し、人材の育成を目的とする共同大学院「災害・被ばく医療科学共同専攻（修士課程）」を設置した。これまでの修了者は、博士課程への進学に加え、厚生労働省、環境省や原子力規制庁に入省し、それぞれ放射線の食品安全と福島県民健康調査、原子力災害医療体制整備を担当するなど、修士課程で得られた知識をもとに手腕を発揮している。また、毎年度 6～8 名程度の留学生を受け入れて英語による講義・実習を行い、長崎大学におけるグローバル教育のモデル形成に尽力している。現在、文部科学省の国費留学生の優先配置の予算を獲得しているほか、JICA の開発大学院連携プログラムの枠も確保しており、留学生の安定的確保が可能な体制を整えている。また、本専攻における人材育成システムの発展のために、原子力発電所立地自治体である鹿児島県薩摩川内市にサテライトキャンパスを設置し、原発周辺自治体における災害・被ばく医療科学分野の人材育成を行っているほか、福岡県の純真学園大学と連携して、臨床放射線技師を積極的に修士学生として受け入れるなど、九州において原子力災害医療に貢献できる人材育成体制の構築に努めている。

◆共同大学院「先進予防医学共同専攻（博士課程）」

長崎大学・千葉大学・金沢大学によるそれぞれの強みを組み合わせた同一のカリキュラム

を編成することにより、各種オミクスから個人や環境の特性を網羅的に分析・評価し、0次予防から3次予防までを包括した「個別化予防」を実現する「先進予防医学」を実践できる専門家養成の共同大学院「先進予防医学共同専攻（博士課程）」において、新入生を受け入れ、令和元年度から令和5年度まで過去5年平均の入学定員充足率は106%であった。3大学の共同研究を推進するため設置された「先進予防医学研究センター」においては、昨年度に引き続き、長崎被爆者コホートや五島・佐々住民コホートを用いた研究、他2大学との共同研究を実施、令和3年度には国際展開を目指して、2月3日から5日の日程で長崎大学主催国際シンポジウムをWebで開催し、研究内容についての意見交換、今後の共同研究、共同教育体制について議論した。

◆拠点ネットワーク「放射線災害・医科学研究拠点」

長崎大学原爆後障害医療研究所・広島大学原爆放射線医科学研究所・福島県立医科大学ふくしま国際医療科学センターによるネットワーク型共同利用・共同研究拠点である「放射線災害・医科学研究拠点」において、公募を通じた共同研究を229件採用し共同研究を推進した。3大学研究機関が構築する研究拠点ネットワークの強みを生かした研究プロジェクトである「トライアングルプロジェクト」を28件実施した。また放射線災害・医科学研究拠点の国際シンポジウム「- Preparedness for Nuclear Disasters from the Perspective of Medical Science Research - (医科学研究の見地から考える放射線災害への備え)」を本学にて開催し、また、共同利用・共同研究課題に関するワークショップを実施した。

◆旧長崎医科大学生化学実験室遺構の放射能等調査

坂本キャンパス内の建設現場において旧長崎医科大学の生化学実験室跡地が見つかったことから、跡地の基礎周辺（8地点）において土壌を採取し、¹³⁷Csの放射能濃度測定（10か所）及びPu同位体の放射能測定（2地点）を実施した。また、当時の地表面と予想される面を含む土壌断面の標本を作成した。

◆福島国際研究教育機構（F-REI）の研究委託事業に採択

福島国際研究教育機構（F-REI）の研究委託事業に「原子力災害に関するデータや知見の集積・発信（原子力災害医療科学）」が採択された。これは、F-REIとの緊密な連携のもと、本学が国内外の大学・研究機関や国際原子力機関（IAEA）、国際放射線防護委員会（ICRP）、経済協力開発機構／原子力機関（OECD/NEA）、世界保健機関（WHO）といった国際機関・国際委員会といった専門機関と連携し、原子力災害を含む複合災害に備えた国際ガイドライン策定、さらにはそれを通じた専門家育成に貢献するもので、本学が「原子力災害医療科学分野の研究・専門家育成を行う世界の一大拠点」となることが期待される。

原爆後障害医療研究所セグメントにおける事業の主な財源は、運営費交付金収益 499 百

万円（79.6%（当該セグメントにおける業務収益比、以下同じ））、受託研究収益 65 百万円（10.4%）、寄附金収益 26 百万円（4.2%）、その他 36 百万円（5.8%）となっている。

また、事業に要した経費は、研究経費 184 百万円、受託研究経費 63 百万円、人件費 339 百万円、その他 26 百万円となっている。

⑤ 高度感染症研究センターセグメント

高度感染症研究センターは、研究部門、BSL-4 人材育成部門、バイオリスク管理部門、附属 BSL-4 施設及びリエゾン推進室で構成していたが、令和 6 年 1 月にプロジェクト拠点としてブラジルプロジェクト拠点を新たに設置し、6 つの部門等で構成している。

当センターでは、有効な予防・治療法がなく致死率が高い感染症に関する基礎及び応用研究を実施するとともに、当該研究に必要な人材の育成を図ることを目的とする。当センターは平成 29 年に設置された感染症共同研究拠点を前身としており、実験棟（BSL-4 施設）が令和 3 年 7 月に、BSL-3 レベル以下の実験室を備える研究室と事務組織を収容する本館が令和 4 年 3 月に竣工したことを受け、同拠点を改組して新たに長崎大学附置研究所として令和 4 年 4 月に発足した。実験棟を管理運営するとともに、感染症研究を推進するために以下の活動を行った。

◆実験棟（BSL-4 施設）の本格稼働に向けた準備

BSL-4 病原体を用いた本格稼働を開始するには、厚生労働大臣から特定一種病原体等すなわち BSL-4 病原体を所持できる施設としての指定を、次いで、特定一種病原体等の所持のための指定を受けることが必要である。その達成のために、施設・設備の試運転と検証作業、実験従事予定者の教育訓練、施設運用のための規則やマニュアル類の整備を予定どおりに進め、令和 6 年 2 月 6 日に長崎大学高度感染症研究センター実験棟生物災害等防止安全管理規則を、同年 3 月 22 日に長崎大学高度感染症研究センター実験棟バイオリスク管理委員会規程、さらに同年 3 月 28 日に長崎大学高度感染症研究センター実験棟における病原体等の安全管理に関する監査要項を制定した。

◆致死率が高い感染症に関する研究活動

当センターは、有効な予防・治療法がなく致死率が高い感染症、すなわち BSL-4 病原体及び BSL-3 病原体によるウイルス性出血熱とダニ媒介性ウイルス感染症の病態解明とそれに基づく治療法・予防法の開発を主な研究対象としている。実験棟の本格稼働までは BSL-4 病原体そのものを使う実験はできないが、ウイルスの侵入や複製を代替実験系や類縁ウイルスを用いて解析している。

◆共同利用・共同研究拠点として活動

当センターは、令和 4 年度から全国の研究者が共同で利用し、共同研究を行う共同利用・

共同研究拠点「新興感染症制御研究拠点」として文科省に認定された。致死率の高い感染症並びに新興感染症について、全国の研究者と共同で基礎及び応用研究を行っている。学外の有識者を含む運営協議会において、令和5年度は12件の共同研究を採択した。BSL-4病原体に関する研究は、実験棟が運用準備中であるため代替となる実験を実施し、2月に研究進捗に関する発表会を開催した。本研究活動により、致死率の高い感染症並びに新興感染症の対策が進むことが期待される。

◆地域理解の促進に向けた取り組み

BSL-4施設整備に関する地域住民の安全・安心の確保のための取り組みとして、長崎県、長崎市及び長崎大学による「感染症研究拠点整備に関する連絡協議会」のもとに平成28年に地域連絡協議会を設置し、令和4年度までにBSL-4施設の検討状況に関する情報の提供、協議のため、協議会を44回開催してきた。令和5年度からは、施設の竣工を受けこれまでの情報提供及び安全・安心の確保等についての協議から、施設の運用状況や安全対策及び災害対策等についての情報共有及び協議を行う場として、新たな協議会にリニューアルし、令和5年度においては、3回の協議会を開催した。引き続き、本協議会活動を通して、地域住民と大学の相互理解が一層深まるよう努めている。

◆感染症研究に関する市民公開講座の開催

中高生や一般向けに感染症に対する理解を深めることを目的として、市民公開講座を従前から実施している。令和5年度においては、7月と3月の2回開催した。対面とオンラインのハイブリッド形式で行い、各回、100名程度の参加者があった。講演終了後も参加した高校生が演者への質問を行うなど、感染症の理解だけでなく、若い人たちに感染症及び研究について関心を持ってもらう機会となり、キャリア選択の一助になることが期待される。

高度感染症研究センターにおける事業の実施財源は、運営費交付金収益 538 百万円 (37.4% (当該セグメントにおける業務収益比、以下同じ))、受託研究収益 381 百万円 (26.5%)、補助金等収益 482 百万円 (33.5%)、その他 35 百万円 (2.6%) となっている。

また、事業に要した経費は、研究経費 738 百万円、受託研究経費 358 百万円、人件費 270 百万円、その他 24 百万円となっている。

2. 目的積立金の申請状況及び使用内訳等

当期総損失 137 百万円を計上したため、目的積立金として申請しているものはない。

令和 5 年度においては、前中期目標期間繰越積立金の目的に充てるため 1,368 百万円を使用した。

3. 重要な施設等の整備等の状況

(1) 当事業年度中に完成した主要施設等

今期においては、該当するものはありません。

(2) 当事業年度中において継続中の主要施設等の新設・拡充

統合感染症研究産学官連携棟新営工事（当事業年度増加額 376 百万円、総投資見込額 1,000 百万円）

(3) 当事業年度中に処分した主要施設等

今期においては、該当するものはありません。

(4) 当事業年度中において担保に供した施設等

今期においては、該当するものはありません。

4. 予算と決算との対比

(単位：百万円)

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	差額理由
収入	64,469	65,315	69,930	73,100	68,037	74,447	61,133	68,980	63,669	71,150	
運営費交付金収入	15,676	15,774	16,134	16,374	17,908	18,987	16,184	16,294	16,409	17,311	
補助金等収入	3,516	2,804	6,354	6,924	2,905	7,102	1,542	3,048	1,213	1,649	(注1)
学生納付金収入	4,870	4,784	5,094	4,659	4,723	4,708	4,693	4,809	4,740	4,873	
附属病院収入	29,036	31,194	30,365	30,934	31,524	31,585	30,934	32,107	31,585	34,257	(注2)
その他収入	11,371	10,761	11,983	14,209	10,977	12,065	7,780	12,722	9,722	13,060	
支出	64,469	61,475	69,930	66,457	68,037	65,782	61,133	64,314	63,669	65,124	
教育研究経費	20,201	20,114	20,846	20,411	21,609	21,201	20,544	19,834	20,764	19,972	(注3)
診療経費	29,356	28,741	30,610	26,547	33,214	27,819	30,622	33,197	32,545	33,924	(注4)
その他支出	14,912	12,620	18,474	19,499	13,214	16,762	9,967	11,283	10,359	11,228	
収入－支出	—	3,840	—	6,643	—	8,665	—	4,666	—	6,026	

(注1) 補助金等収入については、予算段階で予定していなかった国立大学改革・研究基盤強化推進補助金等の交付があったこと等により、予算金額に比して決算金額が436百万円多額となっている。また、補助金等収入には、授業料等減免費交付金338百万円が含まれており、本補助金は授業料等免除に使用している。

(注2) 附属病院収入については、高額注射薬剤の増加等に伴い、入院・外来診療単価が増加したことにより、予算金額に比して決算金額が2,672百万円多額となっている。

(注3) 教育研究経費については、業務達成基準を適用した学内プロジェクトやミッション実現加速化経費事業による翌期繰越及び効率的な事業実施を行ったこと等により、予算金額に比して決算金額が792百万円少額となっている。

(注4) 診療経費については、診療稼働の増加に伴う材料費及び医薬品費の増加等により、予算金額に比して決算金額が1,379百万円多額となっている。

※詳細については、各年度の事業報告書を参照。

<https://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/guidance/disclosure/published/legal/open/index.html>

IV 事業に関する説明

1. 財源の状況

長崎大学の経常収益は64,253百万円で、その内訳は、附属病院収益33,860百万円(52.7% (対経常収益比、以下同じ。))、運営費交付金収益15,045百万円(23.4%)、その他収益15,347百万円(23.9%)となっている。

また、令和5年度においては、大学改革支援・学位授与機構の施設費貸付事業による長期借入れは行っていない(令和5年度新規借入なし、期末残高19,090百万円(既往借入れ分を含む))。

2. 事業の状況及び成果

(1) 教育に関する事項

① 学校教育におけるAIの利用とAIによる社会における科学技術の役割に関する研究

教育学部附属中学校では、2年生での理科「気象要素と天気の関係」において、個人で行った観測結果の考察内容について、どの観測記録からもいえるか、他の要因はないか、科学的根拠を示しているかなど、他者と吟味したり、対話型生成AIから足りない視点を得たりして妥当性を高めさせる授業を行った。また3年生の技術分野の「情報セキュリティ」において、ディープラーニングAIを用いた顔認証セキュリティシステムの制作を各パラメータの数値や情報を変化させることによって生じる機能的な影響やそれに伴う社会への影響を考えることができる開発した教材を用いることで、AI技術が社会にもたらす影響のプラス面・マイナス面をいくつか提案させ、これからの社会におけるAI技術の管理・運用の在り方や、発展の方向性を議論させた。

② 長崎大学総合生産科学域マイクロデバイス総合研究センター(CAMRIS)の設置

「総合生産科学域マイクロデバイス総合研究センター※」(Center for Advanced Microdevice Research in the Interests of Society 略称CAMRIS キャンリス)を令和5年11月に新設した。

マイクロデバイスを医療、水産、環境など実社会の幅広い分野で活用していくことを念頭に、工学、水産、環境科学、情報データ科学の4学問領域で構成される「総合生産科学域」内に設置した。

大学院生向け教育を包括的に行い、研究開発志向が高く応用力に長けた、半導体を含むマイクロデバイスにおけるトップ人材の輩出を目指す。2024年度4月開設の大学院総合生産科学研究科では、半導体に関わる「プログラマブル集積回路総論」「半導体マニユファクチャリング総論」「マイクロデバイス総論」の3科目を開講する予定である。

今後ますます発展が期待される半導体を含むマイクロデバイス分野への貢献が期待される。

※半導体や電子部品・電子材料の総称として「マイクロデバイス」と定義

③ 大学の世界展開力強化事業「AFIMA プログラム」により中国・韓国・マレーシアの大学と連携して国際人材育成を推進

水産・環境科学総合研究科が水産学部及び環境科学部と連携して令和3年度から実施している大学の世界展開力強化事業「持続的なアジアの水産と海洋環境を実現する国際協働人材育成プログラム (AFIMA Leaders Program)」では、令和5年度の短期留学プログラムとして、中国海洋大学から1名、韓国の釜慶大学校から2名、マレーシア・トレンガヌ大学から2名を受け入れた。一方、本学からは、釜慶大学校へ3名、マレーシア・トレンガヌ大学へ2名の学生を派遣した。参加した学生達は、各大学における水産資源と海洋環境保全に関する講義や乗船実習、ラボインターンシップなどに参加し、東シナ海を含む西部北太平洋における多様な海洋生物の生態や、それらの利用・保全について、それぞれの母国の状況と比較しながら、理解を深めた。また、中国海洋大学及び釜慶大学校と博士前期課程ダブル・ディグリー・プログラムの覚書を交わして、より高度な国際専門人材の育成を令和6年度から開始するための体制を整えた。

④ 感染症疫学短期コースの開催

令和5年7月に感染症・ワクチン疫学に貢献できる人材育成を目的とした6日間の感染症疫学短期コース「Introduction to Infectious Disease Epidemiology and Modelling」を開催した。

このコースは、初学者向け内容でありながら、一方で COVID-19 パンデミックを機に注目の高まる感染症数理モデルの最新の研究についても紹介する内容となっている。

長崎大学、国立感染症研究所、ロンドン大学衛生・熱帯医学大学院、ノースカロライナ大学、オランダ国立公衆衛生環境研究所など国内外の感染症疫学研究者を招聘し、若手中心の講師陣による講義・特別講演に加えて参加者同士でのグループワークを行った。現地・オンライン合わせて約30名が参加した。

⑤ 経済産業省（令和5年度新規事業）「洋上風力発電人材育成事業」に採択、長崎大学が全国コンソーシアムの代表団体として貢献

長崎オープンイノベーション拠点に掲げる海洋及びカーボンニュートラル分野の取り組みとして、洋上風力発電をリードする発電事業者と地元 Wind Farm 計画を持つ5つの大学による産学連携洋上風力人材育成コンソーシアム（代表：長崎大学）により、洋上風力分野の大学教育の「しくみとカリキュラム」づくりに取り組んだ。

経済産業省の「洋上風力発電人材育成事業」の採択を受け、参画の発電事業者は6事業者に拡大、協力機関には World Forum Offshore Wind やスコットランド国際開発庁等も加わり、国際的な連携体制も強化した。

6発電事業者からは2カ年で総額3,300万円の奨学寄附等を受けるとともに、国からは

約4,400万円の支援を得た。令和5年度においては、13項目の検討や活動を行い「しくみとカリキュラム」の実施案を構築し、7科目の座学の講座案を策定したほか、16社のインターンシップ検討企業のリスト化や共同研究テーマの探索を行い、水中無線通信とロボティクス技術を活用した洋上風力施設のO&M分野で発電事業者との研究会を開始した。海洋教育フォーラムやGlobal Offshore Wind Summitのセミナー、カリキュラムの試行等により、5大学だけでも、のべ349名の学生へ洋上風力分野の教育を提供した。

(2) 研究に関する事項

① 新たな骨の幹細胞「骨内膜幹細胞」を発見

医歯薬学総合研究科の松下 祐樹 准教授、米国テキサス大学の小野 法明 博士の研究グループは米国ミシガン大学などを含む国際共同研究によって、これまで同定されていなかった、骨髄に存在する新たな骨の幹細胞を発見し、「骨内膜幹細胞 (Endosteal Stem Cells)」と名づけた。さらに、この新たな幹細胞が骨の成長や再生に貢献するとともに、がんの発生の起源にもなり得ることを明らかにした。

体の成長に伴って骨が伸びたり、骨折の後に骨が元に戻ったりするためには、骨髄に存在する骨の成長や再生を司る幹細胞が大きな役割を果たしているといわれていたが、その存在は正確には明らかになっていなかった。本研究では、小児期、成長期に当たる若齢マウスの大腿骨から幹細胞を含む全ての骨格系細胞を集め、シングルセル解析※1などデータサイエンスの手法を用いて幹細胞を推定し、さらに細胞運命追跡※2という手法により、骨髄に存在する新たな骨の幹細胞(=骨内膜幹細胞)を発見し、その運命を追跡することに成功した。

本研究成果は、令和5年4月にNature Communicationsに掲載された。

※1 シングルセル解析：単一の細胞から網羅的に遺伝子発現解析を行う手法。

※2 細胞運命追跡：あるターゲットとする細胞集団の細胞運命を組織学的に追跡する手法。

② 東京大学との「気候変動がもたらす未来の死者数、季節性の変化に迫る共同研究」をThe Lancet Planetary Healthにて発表

熱帯医学・グローバルヘルス研究科と東京大学は、国際共同研究により、将来的に気候変動に伴う死亡率の季節性が変化する可能性があることを明らかにした。本研究は、世界的な学術誌であるThe Lancet Planetary Healthに掲載され、多様な気候帯における死亡率の季節性が将来変化するかについて、体系的かつ包括的な評価を行った。本研究は、英国ロンドン大学衛生・熱帯医学大学院、米国ハーバード大学等を含む、世界43か国・地域の研究者が参加するMCC共同研究ネットワークを活用したものである。これまでMCC共同研究として行われた疫学研究により、気候変動によるグローバルな健康影響が明らかにされており、プラネタリーヘルス分野の発展に貢献することが期待される。

③ ナノ粒子を用いた mRNA 型ワクチンのマウスモデルでの実証実験でマラリア感染早期の肝臓での原虫増殖を防ぐことに世界で初めて成功

熱帯医学研究所は、マラリア原虫抗原をコードする mRNA を含むナノ粒子 (mRNA-containing lipid nanoparticle; mRNA-LNP) の投与で、肝臓に留まる記憶 T 細胞 (細胞 (tissue-resident memory T cell; TRM) の誘導に成功した。また、mRNA-LNP の投与で、マラリア感染の早期段階である肝細胞期マラリアに対する感染防御免疫の誘導に成功した。このことにより、細胞性免疫が主役になる新たなマラリアワクチンの開発が期待される。

④ 共同利用・共同研究拠点「新興感染症制御研究拠点」としての活動

高度感染症研究センターは、令和 4 年度から全国の研究者が共同研究を行う共同利用・共同研究拠点として文部科学省に認定されている。有効なワクチンや確立された治療法がなく致死率の高い感染症並びに新興感染症について、全国の研究者と共同で基礎研究・応用研究を行う。学外の有識者も構成員とする運営協議会において、令和 5 年度は 12 件の共同研究を採択した。

BSL-4 病原体に関する研究は、実験棟 (BSL-4 施設) が運用準備中であるため、代替となる実験を実施し、2 月には研究成果に関する発表会を対面及びオンラインのハイブリッド形式で開催した。

本研究活動により、致死率の高い感染症並びに新興感染症の対策が進むことが期待される。

⑤ 「北東アジアにおける核使用リスクの削減 (NU-NEA)」プロジェクト-二度と核兵器が使われないうための取り組み

核兵器廃絶研究センターがノーチラス研究所、アジア太平洋核軍縮・不拡散リーダーシップネットワーク (APLN) と共催で 2021 年度より始めた「北東アジアにおける核使用リスク削減 (NU-NEA)」プロジェクト (2021 年度～2023 年度) の 3 年目を迎え、3 月末に終了した。3 年目の今年度は、1 年目の核兵器使用の 25 事例とその示唆、2 年目の 5 つの事例に基づく核使用の影響評価を踏まえ、核使用リスク削減と核軍縮を進めるための提言報告書「核の惨禍を防ぐための現実的政策：何をすべきか」(英文、要旨は日、韓、中、露語) を発表した。プロジェクトに関する特別論文は、後述する英文学術誌 Journal for Peace and Nuclear Disarmament (J-PAND) (「平和と核軍縮」) に 3 月末までに 6 本投稿された。

⑥ 「ながさき BLUE エコノミー」高度管理型・環境保全型養殖による水産の再生と地域活性化事業 (共創の場形成支援プログラム COI-NEXT 地域共創分野本格型) の取り組み

令和3年度に科学技術振興機構（JST）の大型競争的資金である共創の場形成支援プログラム COI-NEXT 地域共創分野に育成型として採択された長崎大学提案の事業が“「ながさき BLUE エコノミー」海の食料生産を持続させる養殖業産業化共創拠点”として令和5年4月に本格型（10年間）への昇格が認められた。本事業は、高齢化と後継者不足に悩む養殖魚生産者の労働力の軽減と養殖魚の海外への販売を視野に入れ、1）作業を変える：養殖技術の自動化と沖合などの未利用海域の利用に向けた技術開発、2）作り方を変える：環境にやさしい安全・安心な養殖魚の飼育方法の開発、3）働き方を変える：長崎の魚の地産地消と国内外への積極的な販売に向けた取り組み、を柱とし、長崎県と県内の自治体、生産者、加工流通業者、飲食業者、海洋工学系の企業、さらに消費者が一体となって水産再生と地域活性を目指す取り組みである。すでに、養殖場の環境を知るための測定機器開発、海上での電源の確保技術の開発、効率的に成長させるための給餌技術の開発など進んでおり、加えて、本年度には長崎市高島に養殖魚の種苗を生産するための研究施設「長崎大学海洋未来イノベーション機構ながさき BLUE エコノミー高島水産研究所」が開設され、ブリの人工種苗生産の研究がスタートした。

⑦ 福島国際研究教育機構（F-REI）の研究委託事業に「原子力災害に関するデータや知見の集積・発信（原子力災害医療科学）」が採択

福島国際研究教育機構（F-REI）の研究委託事業に本学が申請した「原子力災害に関するデータや知見の集積・発信（原子力災害医療科学）」が採択された。これは、F-REI との緊密な連携のもと、本学が国内外の大学・研究機関や国際原子力機関（IAEA）、国際放射線防護委員会（ICRP）、経済協力開発機構／原子力機関（OECD/NEA）、世界保健機関（WHO）といった国際機関・国際委員会といった専門機関と連携し、原子力災害を含む複合災害に備えた国際ガイドライン策定、さらにはそれを通じた専門家育成に貢献するもので、本学が「原子力災害医療科学分野の研究・専門家育成を行う世界の一大拠点」となることが期待される。

⑧ ブラジルプロジェクト拠点の設置

国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）による新興・再興感染症研究基盤創生事業（海外拠点研究領域）に「ブラジルにおける新興・再興感染症制御研究の推進」（研究開発代表者 安田二郎教授）が採択されたことを受け、ブラジル連邦共和国レシフェ市にあるペルナンブコ連邦大学ケイゾウ・アサミ研究所（iLIKA）にブラジルプロジェクト拠点を設置した。

なお、同事業の採択に伴い、大学間の学術交流協定を締結し、今後、ブラジルを中心とする中南米における感染症対策、特に新興感染症に対する先回り対策、公衆衛生に関する知見の提供及び総合的なウイルス感染症診断システムの開発と導入及び同システムを活用する人材の育成に繋がるものと期待される。

(3) 医療に関する事項

① 臨床研究中核病院の承認

長崎大学病院は、令和5年4月10日付けで医療法第4条の3第1項の規定に基づく全国15施設目の臨床研究中核病院として承認された。臨床研究中核病院とは、日本発の革新的な医薬品や医療機器の開発に必要となる質の高い臨床研究や治験を推進するための中心的役割を担う病院として医療法上に位置づけられたもので、厳しい要件を満たした医療機関のみが厚生労働大臣の認可を受けて指定されるものである。

令和5年度は期中での承認となったこともあり、臨床研究中核病院が参加する厚生労働省事業やAMED事業にはオブザーバーとして参画し、令和6年度より各事業に本格的に参画する予定である。

② 長崎県の循環器病対策における地域医療体制の構築

長崎大学病院は、令和5年度に厚生労働省の「脳卒中・心臓病等総合支援センターモデル事業」に指定され、令和5年9月1日より脳卒中・心臓病等総合支援センターを設置し、脳卒中・心臓病患者やその家族への情報提供や相談支援などを行った。

まず相談窓口を設けるとともにホームページを開設し、約半年間で対面、電話、メールなどにより延べ424人、728件の相談を受け付けた。

令和6年1月14日には、長崎県との共催にて県民公開講座を開催し、脳卒中及び心筋梗塞や心不全に関する講演だけでなく、地域住民からの相談対応、簡易心電計による不整脈検出、野菜摂取充足度、味覚（塩分）の測定等様々な健康チェックを多職種の協力のもと行い、いずれも180名前後の県民が参加した。この他にも地域の医療従事者を対象とした研修会の開催や相談支援を効率的に行う資材（パンフレットなど）の開発・提供を行い、また薬局に簡易心電計を設置して心房細動の早期発見を行う試みも始めた。本センターでは、多職種／診療科や地域の医療関係者などとの連携だけでなく、長崎県や企業9団体との協力協定を締結し、産官学の連携も通じて、包括的に脳卒中・心臓病患者の支援を行っている。

③ 働き方改革のためのシンククライアント用電子カルテタブレット端末の運用開始

電子カルテ端末の数は限られており、これまで特に病棟において端末不足による混雑のため利用できない時間が発生していた。そこで、医師の働き方改革支援のため、医師を対象として令和5年11月より電子カルテタブレット端末（院内利用端末203台、院外利用端末10台）の運用を開始した。

令和5年11月1日から令和6年3月31日の時間外における端末利用時間は、タブレット端末が約2,200時間であったが、病棟設置端末は令和4年度の同期間と比較して約5,000時間減少した。タブレット端末の導入により、時間内に電子カルテを利用

できるようになったことで、医師の時間外における利用時間を約2,800時間減少させることができた。

また、病棟設置の端末に移動することなく電子カルテを利用できることから、医師業務の効率化も図られた。

院外接続端末の利用では、オンコール待機時に医師が病院に出向くことなく院外から電子カルテにログインして診療上必要な情報を閲覧し、院内で診療をしている医師に必要な判断・助言を行うことが可能となり、医師の働き方改革に貢献している。

(4) 社会貢献に関する事項

① G7長崎保健大臣会合に連動した世界への情報発信

熱帯医学研究所、高度感染症研究センター及び原爆後障害医療研究所は、令和5年5月13日、14日に開催されたG7長崎保健大臣会合において展示ブースを出展した。当展示は厚生労働大臣が実施するG7参加各国の保健大臣向けスタディツアーのコースに指定され、各国の保健大臣らに本学の熱帯医学、感染症医学、放射線被曝医療に関する教育研究活動の説明を行った。

また、G7長崎保健大臣会合の開催前後には、熱帯医学研究所、熱帯医学・グローバルヘルス研究科及びプラネタリーヘルス学環が中心となり、3つの国際シンポジウムを開催した。各国の保健政策担当閣僚・行政官、研究者など、世界のグローバルヘルスのリーダー、プラネタリーヘルスの専門家らが集い、課題解決に向けた活発な議論が行われた。

1) “Accelerating Research and Development, Access and Delivery for Neglected Tropical Disease” 「顧みられない熱帯病に対する研究開発とアクセス&デリバリーの加速化に向けて」(令和5年5月12日 GHIT Fund, Uniting to Combat NTDs との共同開催)

2) “From COP27 and COP15 to the G7 Summit Hiroshima: New Partnerships for Solving Climate and Health Issues” 「COP27及びCOP15からG7広島サミットへ：地球規模で生じている気候変動、環境、生物多様性と人間の健康に関する課題解決に向けた新しいパートナーシップ」(令和5年5月12日 日本医療政策機構、ウェルカム・トラストとの共同開催)

3) “Advancing the Global Health Agenda - from Nagasaki to the World -” 「長崎から世界へ：国際保健課題の解決に向けて」(令和5年5月15日 世界銀行との共同開催)

(5) 産学連携に関する事項

長崎大学研究開発推進機構、長崎県産業労働部及び長崎県産業振興財団の3者により令和2年7月に立ち上げた「長崎オープンイノベーション拠点」における産学官連携活動(誘致候補企業とのマッチングや企業訪問、各種セミナー、トップ戦略ミーティング等)の継続的な実施により共同研究契約の獲得に繋がった。また、長崎オープンイノベーション拠点の連携分野のひとつであるライフサイエンス分野については、医療現場の課題解決等のため、産学官金のあらゆる外部機関との連携を図りながら、ビジネスモデルの構築や研究成果の創出等を推進するための取り組みを進めており、具体的な案件組成が期待され

る。

文部科学省の地域中核・特色ある研究大学の連携による産学官連携・共同研究の施設整備事業に採択され、統合感染症研究産学官連携棟（仮）の整備を開始した。本施設完成後は、宮崎大学、鹿児島大学との連携をもとに感染症研究の拡充を図り、産業界との共同研究等の増加や、新たな診断薬、治療薬、ワクチン等の医薬品や感染症関連機器、技術の開発へつなげていく。

科学技術振興機構（JST）の大型競争的資金である共創の場形成支援プログラム COI-NEXT 地域共創分野の本格型（10年間）に採択された。“「ながさき BLUE エコノミー」海の食料生産を持続させる養殖業産業化共創拠点”として、長崎県と県内の自治体、生産者、加工流通業者、飲食業者、海洋工学系の企業、さらに消費者が一体となって水産再生と地域活性を目指す取り組みであり、すでに高島水産研究所を開設し、ブリの人工種苗生産の研究を開始している。今後さらに長崎県や県内企業等との連携により養殖事業の産業化を推し進め、持続的に成果を創出する産学官共創拠点を目指す。

経済産業省の令和5年度新規事業「洋上風力発電人材育成事業」に採択され、産学連携洋上風力人材育成コンソーシアムを形成し、参画機関や協力機関と連携し、洋上風力分野の教育カリキュラムを多くの学生に提供した。

内閣府事業「地域中核大学イノベーション創出環境強化事業」において、長崎大学を中核とした「NAGASAKI INNOVATION HUB」の整備を開始した。地域の産学官金の人材が地域課題の解決や産業の発展などについて協議することで地域の知の融合を図り、地域発展に寄与する技術創出、地域産業クラスター形成を通じた企業収益・雇用増加による地域発展を目指す。

ソフトバンク株式会社と包括連携協定を締結した。双方が有する資源、知見等を活用し、地域の課題解決策や新たなビジネスモデル創出の実現を目的に5Gなどの技術を活用した学内のDX環境整備や高度IT人材育成を進めていく。5Gアンテナの学内設置のための実地調査を行うなど、実装に向けた分析や施策案について検討を行った。

産学連携支援の体制強化を目的として、URAの職階制度導入について検討を開始した。URAの処遇改善を図り、モチベーションが高まるような体制整備を行い、優秀なURA人材の確保、育成を推進していく。

また、令和4年度に引き続き、本学研究者と県内企業等双方に共同研究マインドを醸成することを目的として、県内企業等が抱える具体的な課題を解決するための共同研究に対して支援する学内公募事業「地域共同研究支援事業」を実施した。令和5年度は12件の共同研究事業を支援し、県内企業等との共同研究実施件数増に繋がった。

3. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

(1) リスク管理の状況

長崎大学では、円滑な大学運営に支障を来すことが想定される事象に対し、総合的、体系

的に適切な対処をするため、本学における危機管理体制、対処方法を定めた「長崎大学危機管理規則」及び「長崎大学における危機管理体制に関する要項」を整備し、危機管理の統括者である学長及び危機管理を担当する理事のもと、全学における危機管理体制の点検・整備に努めるとともに、平常時、緊急時及び収束時のリスク管理について、それぞれの局面に応じた対応を行うことでリスク管理に取り組んでいる。

(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

業務方法書に記載した本学が識別している主な業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況は以下のとおりである。

① 事故・災害等の緊急時に関するリスクについて

事故・災害等の緊急時の初動体制・情報収集を迅速に行うため「長崎大学危機管理規則」、「長崎大学における危機管理体制に関する要項」及び「長崎大学防災管理規程」を整備し、事故・災害等の緊急時のリスクに対応している。また、「長崎大学防災管理規程」に基づき、防災訓練を年に1回行っている。

② 契約に関するリスクについて

契約事務の適切な実施及び相互牽制を確立するため「長崎大学会計実施規程」、「長崎大学契約事務取扱規程」、「長崎大学内部監査規程」、「長崎大学教員等発注手続取扱要領」等の規程を整備し、契約事務の適切な実施及び相互牽制を行い、契約に関するリスクに対応している。また、本学において公的研究費の管理・運用を行う者に対し、公的研究費の不正使用を防止するためのコンプライアンス教育や啓発活動を実施している。

③ 研究に関するリスクについて

研究費の不正使用及び論文ねつ造等研究不正の防止並びに当該事象を適切に管理するため「長崎大学における機関経理経費の不正使用に係る調査等に関する規程」、「長崎大学における公的研究費の取扱いに関する規程」及び「長崎大学における研究活動の不正行為防止等に関する規程」を整備し、研究不正に関するリスクに対応している。また、本学において研究に携わる者に対し、研究倫理教育を実施し、研究倫理の向上に努めている。

④ 情報セキュリティに関するリスク

情報資産を適切に管理運営するため「長崎大学情報化統括責任者等の設置に関する規程」、「長崎大学情報セキュリティ委員会規程」及び「長崎大学情報セキュリティポリシー」を整備し、情報セキュリティに関するリスクに対応している。また、本学の学生・教職員に対し、情報セキュリティに関する教育・講習会を実施している。

4. 社会及び環境への配慮等の状況

(1) 環境への配慮に関する取り組み

- ① 国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第7条第1項の規定に基づき、環境物品等の調達等の推進を図るため、毎年度「環境物品等の調達等の推進を図るための方針」を定め、環境への負荷の少ない物品等の調達を推進するとともに、同法第8条第1項の規定に基づき、毎年度その実績を公表している。

◆国等による環境物品等の調達等の推進等に関する情報

(<https://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/guidance/disclosure/published/legal/index.html>)

- ② 環境配慮契約法及び国及び独立行政法人における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約に努めている。また、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）第8条第1項の規定に基づき、毎年度「温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要」を公表している。

◆国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要の公表について

(<https://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/guidance/disclosure/published/legal/index.html>)

(2) 社会への配慮に関する取り組み

- ① 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第6条第1項の規定に基づき、毎年度「障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進を図るための方針」を定め、障害者就労施設等からの物品等の調達に努めている。また、同法第7条第1項の規定に基づき、毎年度その実績を公表している。

◆国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する情報

(<https://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/guidance/disclosure/published/legal/index.html>)

- ② 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第5条第1項の規定に基づき、毎年度「国立大学法人長崎大学の中小企業者に関する契約の方針」を定め、中小企業者・小規模事業者からの物品等の調達に努めている。

◆中小企業者に関する契約の方針の公表について

(<https://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/guidance/disclosure/published/legal/index.html>)

- ③ 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第9条第1項の規定に基づき、環境報告書を毎年度公表している。

◆環境報告書

(<https://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/guidance/disclosure/published/legal/index.html>)

- ④ 長崎大学は、男女共同参画をさらに一歩進め、ダイバーシティの尊重と推進を大学の持続的発展のために必須の戦略として位置づけ、そのための基本方針と行動計画を定めている。令和4年度に開講し、教職員の受講を義務化した「ダイバーシティ推進学習プログラム」は、令和5年度の受講者が8割を超えた。また、教員の女性教授の割合については17%を超え、ダイバーシティの意識の醸成、環境の整備へ向けて一歩前進した。

また、年次有給休暇取得日数についても令和4年度から7%増加の9.1日となるなど、教職員のワークライフバランスも少しずつ改善されている。引き続き、教職員のワークライフバランスを実現するための研究支援（研究支援員雇用制度、リスタートアップ研究費の助成等）や、仕事と育児及び介護の両立支援（保育園の設置、学童保育の実施、介護相談等）、女性研究者の採用及び上位職への積極登用に向けた取り組み（海外派遣支援制度、英語論文等作成支援等）も行っている。（詳細については、長崎大学ダイバーシティ推進センターHP参照）

◆長崎大学ダイバーシティ推進センター

(<https://www.cdi.nagasaki-u.ac.jp/>)

◆男性労働者の育児休業取得率等の公表について

(<https://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/guidance/disclosure/published/legal/index.html>)

◆女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

(<https://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/guidance/philosophy/woman/index.html>)

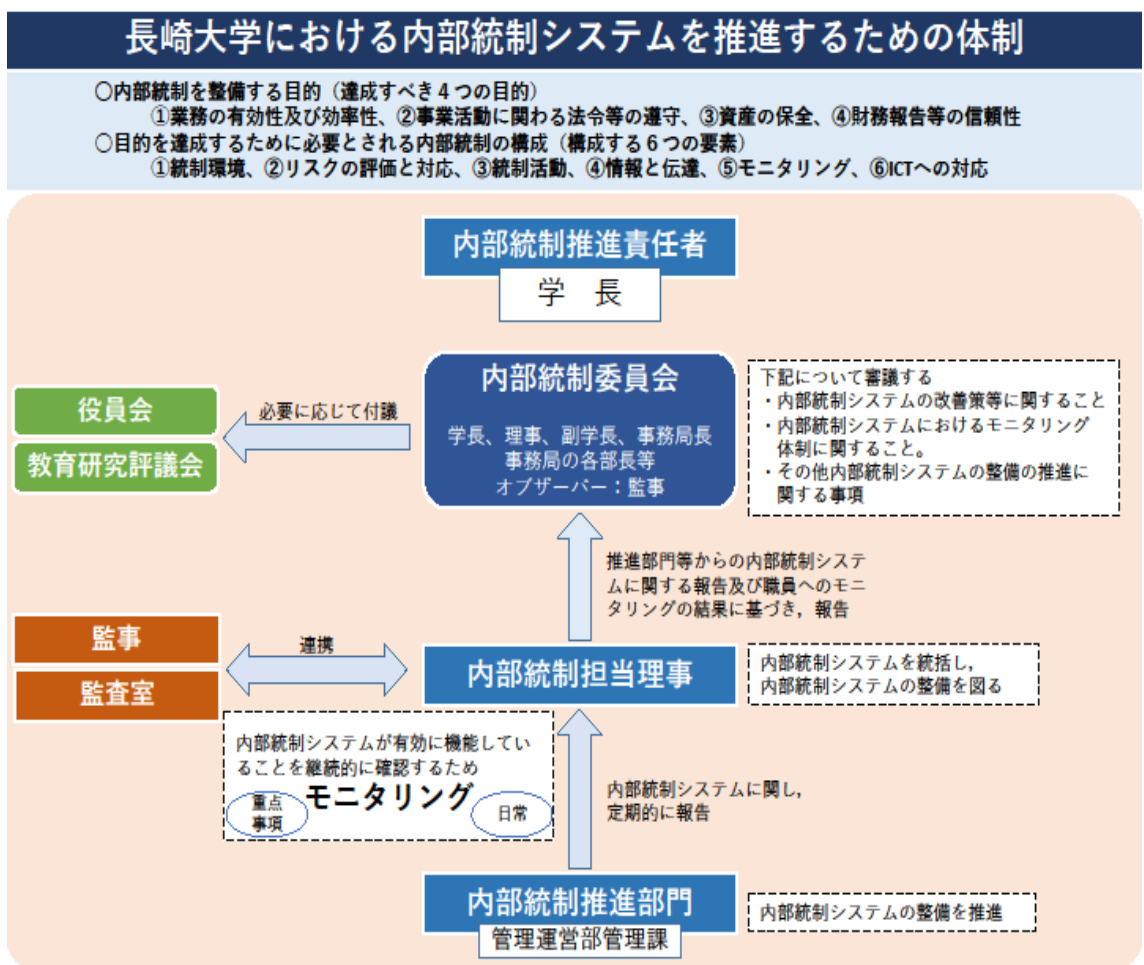
5. 内部統制の運用に関する情報

本学における役員（監事除く）の職務の執行が国立大学法人法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制を整備するため、「長崎大学における内部統制に関する規則」を整備し、本学における内部統制システムを推進するための体制を運用している。

内部統制システムを推進するための体制図は以下のとおりであり、内部統制委員会において、事業年度中間に当該事業年度における内部統制システムに係る重点事項を定め、事業年度末に当該重点事項の取り組み状況を内部統制委員会に報告し、内部統制が有効に機能しているかの評価及び確認を実施している。

また、日常的に各部署による業務の実施状況の調査等や通常業務における決裁過程等によるチェックが行われるとともに必要に応じて見直しを行っている。

なお、統制が機能していない等の理由からも危機事象が発生することから内部統制推進部門と内部統制担当理事において定期的に危機事象に関する報告及び対応を検討することにより、内部統制システムについて確認を行っている。



6. 運営費交付金債務及び当期振替額の明細

(1) 運営費交付金債務の増減額の明細

(単位：百万円)

交付年度	期首残高	交付金当期交付額	当期振替額			期末残高
			運営費交付金収益	資本剰余金	小計	
令和4年度	1,024	-	416	-	416	607
令和5年度	-	16,286	14,628	-	14,628	1,658

(2) 運営費交付金債務の当期振替額の明細

① 令和4年度交付分

(単位：百万円)

区分		金額	内 訳
業務達成基準による振替	運営費交付金収益	402	①業務達成基準を採用した事業等：基幹運営費交付金のうち学内プロジェクト事業、ミッション実現加速化経費のうち教育研究組織改革分、共同利用・共同研究支援分 ②当該業務に関する損益等 ㍿損益計算書に計上した費用の額：336 (人件費：77、消耗品費：26、旅費：25、委託費：14、その他：193) ㍿自己収入に係る収益計上額：- ㍿固定資産の取得額：建物0、建物附属設備：8、工具器具備品57 ③運営費交付金収益化額の積算根拠 学内プロジェクトについては、計画に対する十分な成果を上げていると認められることから、当該業務に係る運営費交付金債務のうち104百万円を収益化。 ミッション実現加速化経費のうち教育研究組織改革分、共同利用・共同研究支援分については、計画に対する十分な成果を上げていると認められることから、当該業務に係る運営費交付金債務のうち297百万円を収益化。
	資本剰余金	-	
	計	402	
費用進行基準による振替額	運営費交付金収益	13	①費用進行基準を採用した事業等：特殊要因経費のうち退職手当 ②当該業務に係る損益等 ㍿損益計算書に計上した費用の額：13 (人件費：13) ㍿自己収入に係る収益計上額：-
	資本剰余金	-	
	計	13	

			り固定資産の取得額：－ ③運営費交付金の振替額の積算根拠 業務進行に伴い支出した運営費交付金債務 13百万円を収益化。
合計		416	

② 令和5年度交付分

(単位：百万円)

区分		金額	内 訳
業務達成基準 による振替	運営費交付金 収益	442	①業務達成基準を採用した事業等：基幹運営 費交付金のうち学内プロジェクト事業、ミッ ション実現加速化経費のうち教育研究組織改 革分、教育関係共同実施分、共同利用・共同 研究支援分、基盤的設備等整備分、障害学生 支援分 ②当該業務に関する損益等 ア) 損益計算書に計上した費用の額：294 (人件費：150、消耗品費：43、旅費：24、委 託費：28、その他：47) イ) 自己収入に係る収益計上額：－ ウ) 固定資産の取得額：建物附属設備 17、工具 器具備品 128、敷金保証金 2 ③運営費交付金収益化額の積算根拠 ミッション実現加速化経費のうち教育研究 組織改革分、教育関係共同実施分、共同利用・ 共同研究支援分、基盤的設備等整備分、障害学 生支援分については、計画に対する十分な成果 を上げていると認められることから、当該業務 に係る運営費交付金債務のうち 442 百万円を 収益化。
	資本剰余金	－	
	計	442	
期間進行基準 による振替額	運営費交付金 収益	13,151	①期間進行基準を採用した事業等：業務達成基 準及び費用進行基準を採用した業務以外の全 ての業務 ②当該業務に関する損益等 ア) 損益計算書に計上した費用の額：13,151 (人件費：13,151) イ) 自己収入に係る収益計上額：－ ウ) 固定資産の取得額：－ ③運営費交付金収益化額の積算根拠 学生収容定員に対し在籍者数が一定率を下
	資本剰余金	－	
	計	13,151	

			回った相当額（6百万円）を除き、期間進行业務に係る運営費交付金債務を全額収益化。
費用進行基準による振替額	運営費交付金収益	1,034	①費用進行基準を採用した事業等：特殊要因経費のうち退職手当、移転費、建物新設設備費、基幹運営費交付金のうち教育・研究基盤維持経費 ②当該業務に係る損益等 ア) 損益計算書に計上した費用の額：1,034 （人件費：937、その他：96） イ) 自己収入に係る収益計上額：- ウ) 固定資産の取得額：- ③運営費交付金の振替額の積算根拠 業務進行に伴い支出した運営費交付金債務1,034百万円を収益化。
	資本剰余金	-	
	計	1,034	
合計		14,628	

(3) 運営費交付金債務残高の明細

(単位：百万円)

交付年度	運営費交付金債務残高	残高の発生理由及び収益化等の計画
令和4年度	業務達成基準を採用した業務に係る分	603 学内プロジェクト事業（基幹運営費交付金）：560 ・当該債務残高は、翌事業年度において継続事業のために使用する予定である。 ミッション実現加速化経費のうち共同利用・共同研究支援分：42 ・当該債務残高は、翌事業年度において継続事業のために使用する予定である。
	期間進行基準を採用した業務に係る分	4 ・学生収容定員に対し在籍者数が一定率を下回った相当額として繰越したもの。当該債務は、中期目標期間終了時に国庫納付する予定である。
	計	607
令和5年度	業務達成基準を採用した業務に係る分	1,517 学内プロジェクト事業（基幹運営費交付金）：991 ・当該債務残高は、翌事業年度において継続事業のために使用する予定である。 ミッション実現加速化経費のうち教育研究組織改革分及び共同利用・共同研究支援分：526 ・当該債務残高は、翌事業年度において継続事業のために使用する予定である。

	期間進行基準 を採用した業 務に係る分	6	・学生収容定員に対し在籍者数が一定率を下 回った相当額として繰越したもの。当該債務 は、中期目標期間終了時に国庫納付する予定で ある。
	費用進行基準 を採用した業 務に係る分	133	特殊要因経費のうち退職手当 ・退職手当の執行残であり、翌事業年度以降に 使用する予定である。
	計	1,658	

7. 翌事業年度に係る予算

(単位：百万円)

	金額
収入	66,668
運営費交付金収入	17,365
補助金等収入	1,498
学生納付金収入	4,958
附属病院収入	32,108
その他収入	10,739
支出	66,668
教育研究経費	22,103
診療経費	32,905
その他支出	11,660
収入－支出	0

その他収入のうち、7,195 百万円は産学連携等収入及び寄附金収入等によるものである。
また、診療経費のうち、1,157 百万円は病院機能維持及び長期整備計画に基づく施設・設備
整備事業によるものである。

V 参考情報

1. 財務諸表の科目の説明

① 貸借対照表

有形固定資産	土地、建物、構築物等、国立大学法人等が長期にわたって使用する有形の固定資産。
減損損失累計額	減損処理（固定資産の使用実績が、取得時に想定した使用計画に比して著しく低下し、回復の見込みがないと認められる場合等に、当該固定資産の価額を回収可能サービス価額まで減少させる会計処理）により資産の価額を減少させた累計額。
その他の有形固定資産	機械装置、美術品・收藏品、車両運搬具、建設仮勘定が該当。
その他の固定資産	無形固定資産（特許権等）、投資その他の資産（投資有価証券等）が該当。
現金及び預金	現金（通貨及び小切手等の通貨代用証券）と預金（普通預金、当座預金及び一年以内に満期又は償還日が訪れる定期預金等）の合計額。
その他の流動資産	未収附属病院収入、未収学生納付金収入、医薬品及び診療材料、たな卸資産等が該当。
長期借入金	事業資金の調達のため国立大学法人等が借り入れた長期借入金。
引当金	将来の特定の費用又は損失を当期の費用又は損失として見越し計上するもの。退職給付引当金等が該当。
運営費交付金債務	国から交付された運営費交付金の未使用相当額。
政府出資金	国からの出資相当額。
資本剰余金	国から交付された施設費等により取得した資産（建物等）等の相当額。
利益剰余金	国立大学法人等の業務に関連して発生した剰余金の累計額。

② 損益計算書

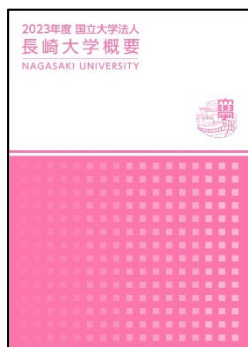
業務費	国立大学法人等の業務に要した経費。
教育経費	国立大学法人等の業務として学生等に対し行われる教育に要した経費。
研究経費	国立大学法人等の業務として行われる研究に要した経費。
診療経費	国立大学附属病院における診療報酬の獲得が予定される行為に要した経費。
教育研究支援経費	附属図書館、ICT 基盤センター等の特定の学部等に所属せず、法人全体の教育及び研究の双方を支援するために設置されている施設又は組織であって学生及び教員の双方が利用するものの運営に要する経費。
人件費	国立大学法人等の役員及び教職員の給与、賞与、法定福利費等の経費。
一般管理費	国立大学法人等の管理その他の業務を行うために要した経費。
財務費用	支払利息等
運営費交付金収益	運営費交付金のうち、当期の収益として認識した相当額。
学生納付金収益	授業料収益、入学料収益、検定料収益の合計額。
その他の収益	受託研究等収益、寄附金収益、補助金等収益等。
臨時損益	固定資産の売却（除却）損益、災害損失等。
目的積立金取崩額	目的積立金とは、前事業年度以前における剰余金（当期総利益）のうち、特に教育研究の質の向上に充てることを承認された額のことであり、それから取り崩しを行った額。

③ キャッシュ・フロー計算書

業務活動による キャッシュ・フロー	原材料、商品又はサービスの購入による支出、人件費支出及び運営費交付金収入等の、国立大学法人等の通常の業務の実施に係る資金の収支状況を表す。
投資活動による キャッシュ・フロー	固定資産や有価証券の取得・売却等による収入・支出等の将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の収支状況を表す。
財務活動による キャッシュ・フロー	増減資による資金の収入・支出、債券の発行・償還及び借入れ・返済による収入・支出等、資金の調達及び返済等に係る資金の収支状況を表す。
資金に係る換算差額	外貨建て取引を円換算した場合の差額相当額。

2. その他公表資料等との関係の説明

事業報告書に関連する報告書等として、以下の資料を作成している。



大学概要については、長崎大学の沿革や組織、学部・学科等の基本情報のほか、特色ある教育・研究等の情報が載っている。当資料はホームページに掲載している。

<https://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/guidance/overview/outline/index.html>

以上